深川市地域防災計画

深川市防災会議

目 次

第1章	総則	
第1節	計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4節	用 語	4
第5節	防災計画の修正要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第7節	市民及び事業所の基本的責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2章	深川市の概況	
第1節	自然的条件	11
第2節	災害の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第3章	防災組織	
第1節	防災会議 ·····	14
第2節	災害対策本部 ·····	16
第4章	災害情報通信計画	
第1節	情報収集・伝達体制整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第2節	気象業務に関する計画	24
第3節	災害情報収集・伝達計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第4節	災害通信計画	46
第5節	災害広報・情報提供計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第5章		
第1節	防災思想・知識の普及及び防災教育の推進に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第2節	防災訓練計画	57
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第4節	相互応援(受援)体制整備計画	60
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第6節	避難体制整備計画	65
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第8節	建築物災害予防計画	76
第9節	消防計画 ·····	77
第10節	風害予防計画	83

第11節	雪害予防計画 ······	85
第12節	融雪災害予防計画	87
第13節	土砂災害の予防計画	88
第14節	積雪・寒冷対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
第15節	複合災害に関する計画	93
第16節	業務継続計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第6章	災害応急対策計画	
第1節	応急措置実施計画	95
第2節	避難対策計画	98
第3節	救助救出計画	107
第4節	災害警備計画	108
第5節	交通応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
第6節	輸送計画	114
第7節	食料供給計画	117
第8節	給水計画	119
第9節	衣料・生活必需物資供給計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
第10節	石油類燃料供給計画	123
第11節	電力施設災害応急計画	124
第12節	ガス施設災害応急計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
第13節	上下水道施設対策計画	130
第14節	医療救護計画	132
第15節	防疫計画 ·····	135
第16節	廃棄物等処理計画	137
第17節	家庭動物等対策計画	139
第18節	文教対策計画 ·····	140
第19節	住宅対策計画	143
第20節	被災宅地安全対策計画	146
第21節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	147
第22節	障害物除去計画	150
第23節	応急土木対策計画	152
第24節	応急飼料計画	154
第25節	労務供給計画	155
第26節	ヘリコプター等活用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
第27節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
第28節	広域応援・受援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
第29節	職員派遣計画	163
第30節	防災ボランティアと連携計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
第31節	災害救助法の適用と実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166

第7章	水害対策計画	169
第8章	地震災害対策計画	170
第9章	事故災害対策計画	
第1節	鉄道災害対策計画	171
第2節	道路災害対策計画	174
第3節	危険物等災害対策計画	180
第4節	大規模な火事災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184
第5節	林野火災対策計画	187
第6節	新型インフルエンザ等対策行動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
第10章	災害復旧・被災者援護計画	
第1節	災害復旧計画	193
第2節	被災者援護計画	194

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び深川市防災会議条例(昭和38年条例第65号)第2条第1項の規定に基づき、深川市防災会議が作成する計画であり、深川市の防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 深川市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市内の指定公 共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防 災上の事務又は業務の大綱とする。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減をはかるための施設の新設・改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水・防疫・食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の主にゴール11、13、17の達成に資するものである。







※ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

深川市地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 水害対策編
- 2 地震災害対策編
- 3 資料編

【参考】災害対策タイムライン(各編の項目を平常時から災害発生・収束後の対応などについて時間的に整理)

间印(气塞连)				
時間軸	市及び防災関係機関	住民、自主防災組織等		
平常時	各種予防計画に基づく災害対策の実施	1-7「市民及び事業所の基本的責務」 5-2「防災訓練計画」 5-5「自主防災組織の育成等に関する計画」 5-7「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に基づく災害への備え		
災害予測	3-2「災害対策本部」による動員 4 「災害情報通信計画」による避難情報の発信 6-2「避難対策計画」による避難所開設	5-7「避難行動要支援者等の要配慮者に 関する計画」 6-2「避難対策計画」による避難の開始		
災害発生	4 「災害情報通信計画」 ≪最優先≫ による災害情報の発 6-3「救助救 信 出計画」 6-2「避難対策計画」によ の実施	自主防災組織、近隣住民による自助・ 共助の開始		
3時間	る避難所運営の実施			
12 時間	6-1「応急処置実施計画」 6-5「交通応急対策」 6-6「輸送計画」 6-7「食糧供給計画」 6-8「給水計画」 6-14「医療救護計画」 上記計画に関する対策 の実施			
24 時間	6 「災害応急対策計画」 内のライフラインの 復旧に関する計画の 実施	6-2「避難対策計画」による避難所運営協力 各自による復旧活動の実施		
72 時間	6 「災害応急対策計画」 の継続及び実施 10 「災害復旧・被災者 援護計画」による災害 復旧の開始			
72 時間 以降	10 「災害復旧・被災者援護計画」による災害復旧			

[※] 各計画には、初動から復旧に関する対策まで含まれているため、活動時のおおよその目安と する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失なわれないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。
- 2 自助(住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(市及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働を着実に実施する。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動することが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要があり、さらには、東日本大震災を始めとした過去の教訓を生かし、防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について「防災・減災」の観点から総点検を行い、本計画による災害に強い地域づくりを進めるものとする。
- 5 新型コロナウイルスなど未曾有の感染症等の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染 症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対 策の推進を図らなければならない。

第4節 用 語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

基 本 法 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)

救 助 法 災害救助法 (昭和22年法律第118号)

防 災 会 議 深川市防災会議

本 部(長) 深川市災害対策本部(長)

防 災 計 画 深川市地域防災計画

防災関係機関 深川市防災会議条例(昭和38年条例第65号)第3条に定める委員の属する機関

災 害 基本法第2条第1項第1号に定める災害

要 配 慮 者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、疾病者及び外国籍住民などのうち、特に配 慮を要する者

避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第5節 防災計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更等又は緊急の必要があるときは、防災会議会長が修正し、その結果を北海道知事及び防災会議に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本法第16条の規定に基づき設置する防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行	機関名 北海道開発局 札幌開発建設部 深川道路事務所 滝川河川事務所 北海道農政事務所 旭川地域センター 空知森林管理署 北空知支署	処理すべき事務又は業務の大綱 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による市への支援に関すること。 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 返事が乗用機材等の地域への支援に関すること。 近の改築・維持・修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと。 石狩川、雨竜川の改修及び維持・修繕並びに災害復旧を行うこと。 災害時における応急用食料の調達、応急配給及び緊急輸送を行うこと。 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。
行 政 機	北空知支署	
関	滝川公共職業 安定所深川分室	て緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。 1 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋を行うこと。 2 被災失業者の職業紹介に関すること。 3 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
		4 災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に関すること。
自衛隊	陸上自衛隊 第2特科連隊	1 災害派遣出動による救援活動に関すること。2 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	空知総合振興局	1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行
	地域創生部	うこと。
	危機対策室	2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予
		防措置を講ずること。
		3 災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
		4 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は
		業務の実施を助け総合調整を行うこと。
		5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
		6 救助法に関すること。
		7 災害時における各種情報収集、整理及び伝達に関すること。
		8 その他災害発生の防ぎょ又は被害拡大の防止のための措置
北		に関すること。
	空知総合振興局	1 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。
	空知農業改良普及	2 被災地の病害虫防除の指導を行うこと。
海	センター北空知支所	
	空知総合振興局	1 水防技術の指導を行うこと。
	札幌建設管理部	2 公共土木施設災害対策を実施すること。
道	深川出張所	3 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
		4 災害時において関係河川の水位・雨量情報の収集及び報告
		を行うこと。
	E-1A. A LETTE E	5 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。
	空知総合振興局	1 災害時の応急治療及び被災地の防疫実施指導並びに感染症
	保健環境部深川地域	の予防に関すること。
	保健室(深川保健所)	2 被災地の医療品及び衛生材料等の需給に関すること。
		1 所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。
	鷹泊発電管理事務所	2 ダムの放流等に関し市及び関係機関と連絡調整を図るこ
		と。
	深川警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関
		すること。
北		2 災害情報の収集及び伝達に関すること。
		3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
海道警察		4 犯罪の予防、取締り等に関すること。
察		5 危険物に対する保安対策に関すること。
		6 広報活動に関すること。
		7 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
	L	

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	市長部局	1 防災会議に関する事務を行うこと。
		2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災
		害予防応急対策の総合調整を講ずること。
深		3 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行
		うこと。
		4 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の
JII		処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整
		を図ること。
	W to T D A	5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
市	教育委員会 	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の
		実施に関すること。
		2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
2017	 深川地区消防組合	3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 1 消防活動に関すること。
消防	休川地区伯別和古 	2 水防活動に関すること。
機関		3 その他災害時における救助活動に関すること。
	北海道旅客鉄道(株)	1 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び
	深川保線管理室	避難者の輸送等に係る関係機関への支援を行うこと。
		2 避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。
		3 鉄道施設等の保安に関すること。
	東日本電信電話(株)	1 気象官署からの警報を伝達すること。
	北海道事業部	2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の
		利用制限を実施し重要通信の確保を図ること。
	北海道電力ネットワ	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。
指	ーク株式会社深川ネ	2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
指定公共機関	ットワークセンター	
共機	深川郵便局 	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を
関		図ること。 2 施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に
		関すること。
		3 集配業務等を通じて収集した情報の提供に関すること。
		4 郵便局ネットワークを活用した広報活動を行うこと。
		5 避難場所への臨時郵便差出箱の設置を行うこと。
		6 郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務
		取扱い及び援護対策に関すること。
	佐川急便 (株)	1 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支
	ヤマト運輸(株)	援を行うこと。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定	一般社団法人深川医 師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
地方		
公共機	深川、神竜、多度志、 空知、 秩父別各土地	1 水門若しくは、閘門及び溜池の防災管理を行うこと。2 頭首工及びかんがい用水路の防災管理に努めること。
関	改良区	2 頭目工及いが70が10円小路の例次目座に劣めること。
	きたそらち農業協同	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行う
	組合	こと。
	北空知森林組合	2 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	深川商工会議所	1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協
公		力すること。
共的		2 被災商工業者の経営育成指導を行うこと。
団	一般運送事業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支
体及び		援を行うこと。
防		2 災害による復旧資材の輸送協力に関すること。
災上	危険物関係施設の管	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
重	理者	2 災害時における燃料等の確保及び安定供給に関すること。
重要な施設		
施設	深川市町内会連合会	1 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関するこ
の 管	深川市社会福祉協議会	と。
理者	深川市男女平等参画推進協議会	2 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予
1	深川市民生児童委員連合協議会	防に関すること。
	深川市日本赤十字奉仕団	3 非常食の炊き出し及びボランティア活動に関すること。
	深川建設業協会	4 避難所運営に関すること。
		5 建設機材を使用した災害応急対策及び災害復旧対策の協力
		を行うこと。

第7節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を平常時から心がけ、災害による人的・経済的被害を軽減させる減災のための備えをより一層充実させるとともに、災害に関する知識を習熟させ、その実践を促進させる市民運動を行うことが必要である。

また、災害が発生した際には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 市民の責務

地域において、素早く確実な安否確認を行うとともに、被害の拡大防止や軽減を図るため平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

- イ 最低3日分の食料、飲料水(目安:1人1日3リットル)、携帯トイレ・簡易トイレ、ト イレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電 灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係の構築
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 隣近所の安否確認
- イ 地域における被災状況の把握
- ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- エ 初期消火活動等の応急対策
- オ 避難場所での自主的活動や市民が主体となった避難所運営体制の構築
- カ 防災関係機関の活動への協力
- キ 自主防災組織の活動

2 事業所の青務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の 供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自 ら防災対策を実施するとともに、防災関係機関及び自主防災組織が行う防災対策に協力しなけれ ばならない。

このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献、地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業所において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 予想被害からの復旧計画策定
- エ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- オ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- カ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 市民防災の推進

市民ひとりひとりが日常生活のあらゆる面において、地震、火災、風水害などの万一の災害に備えて日頃の「心構え」や「身辺」をもう一度点検するなど正しい防災知識をもち災害の予防や応急措置について認識を深め、これを習慣化する気運を高めるため、毎年8月1日を「市民防災の日」とする。

(資料編 資料6-4 「市民防災の日」推進要綱)

第2章 深川市の概況

第1節 自然的条件

1 深川市の自然条件

(1) 位置及び面積

深川市は北海道のほぼ中央に位置し、東は常盤山(標高593m)をもって旭川市と境界をわか ち、南は音江連峰(標高795m)をへだてて芦別・赤平の両市に接し、西と北は滝川市・妹背牛 町・秩父別町・沼田町・小平町・幌加内町と隣接している。

三方を山で囲まれた市の中央部を東から西へわが国第3の長流石狩川が横断し、多度志地区では雨竜川が北から南へ縦断している。

ア位置

- ・極 東 東経 142°14′24″ ・極 南 北緯 43°37′51″
- ・極 西 東経 141° 57′ 47″ ・極 北 北緯 44° 02′ 58″

イ 面積・広ぼう

面 積 529. 42km 東 西 22km 南 北 47km

ウ海抜

元標地点(4条8番) 51.8m

(2) 地形及び地質

深川市は、石狩平野の北端に位置する平坦地を三方から山地が取り巻く地形で、市域の東から北に分布する神居古潭構造帯は、非常に古い白亜紀の地層であり、南の音江連峰は、新第3 紀鮮新世末から第4紀まで活動していた円錐形の火山である。

音江町吉住、菊丘では、高位の火山麓扇状地に比高20mの低断層崖が認められ、その南延長の新城峠でも、低位の火山麓扇状地に比高10mの低断層崖が認められ、推定活断層(吉住付近断層)とされている。

(3) 気 候

深川市の気候はやや大陸的で、北海道内の都市のうちでは中庸を示し、年平均気温は6.8度となっており、日最高気温では8月上旬が最も高く、8月の日最高気温の平年値は26.6度であり、1977年10月の統計開始以来最も高い気温は36.1度(2021年)である。一方、日最低気温では2月上旬が最も低く、2月の日最低気温の平年値は-13.9度となっており、統計開始以来最も低かった記録は-29.7度(1998年)である。

一年を通した平均風速は3.1m/sで、南西の風の吹くことが多い。過去10年間の年間降水量の平年値は1,044.2mm、初雪はおおむね11月上旬にあり、最深積雪の平年値は111cmとなっている。また、4月から5月初めに融雪する。

(資料編 資料8-2 気象記録)

(4) 河 川

市内には、中央部を東西に貫流する石狩川及びその支流となる雨竜川ほか多数の中小河川があり、その主なものは次のとおりである。

河川名	1級(km)	普通(km)	市内延長(km)	河川名	1級(km)	普通(km)	市内延長(km)
石 狩 川	28		28 (268. 2)	音 江 川	5. 0	5. 2	10. 2
雨 竜 川	35		35 (177. 0)	待 合 川	1. 5	6. 0	7. 5
堺川	8. 1	4. 5	12.6	オキリカップ川		6. 9	6. 9
イチヤン川	0. 2		0.2	須麻馬内川	9.9	2. 4	12. 3
入志別川	7. 2	4. 3	11.5	多度志川	15.8	6. 0	21.8
大 鳳 川	4.0	3. 0	7.0(17.8)	幌 内 川	4. 5	6. 0	10. 5
オサナンケップ川		7. 5	7. 5	屈狩志内川	7. 9	2. 4	10. 3
内大部川	14. 2		14. 2	稲 田 川	0.7	1. 9	2. 6
納内幌内川	5. 5	4. 7	10. 2	新音江川	0.4		0. 4
堺川方水路	1.8		1.8				

※()内、総延長km

(5) ダ ム

名 称	管 理 者	所 在 地	有効貯水量
鷹泊ダム	北海道企業局	深川市鷹泊2404番地先	千t
鳥印グム	鷹泊発電管理事務所	休川川鳩伯2404街地元 	15, 913
上湯内ダム	多度志土地改良区	深川市湯内	857
屈狩ダム	多度志土地改良区	深川市宇摩	200
稲田ダム	空知土地改良区	滝川市江部乙町 西12丁目1番40号	336

2 深川市の社会的現況

(1) 人口と世帯数の動向

深川市の人口は、合併前の昭和30年の42,520人を最高に減少しており、令和6年4月1日現在 18,445人となっている。

人口の流出は、若年層に多く見られ、それによる過疎化の進行が高齢化を早めている。

また、世帯数は微減傾向にあり、令和6年4月1日現在10,234世帯であるが、1世帯あたりの人口を見ると平均で1.8人となっており、単身世帯や高齢者世帯の比率は、今後も上昇する傾向にあると考えられる。

(2) 高齢化の進行

深川市における65才以上の人口と全人口に対する割合は、平成17年7月31日現在7,390人(28.5%)、平成21年7月31日現在7,889人(32.6%)、平成25年10月1日現在では8,285人(36.3%)、令和6年4月1日現在8,091人(43.9%)となっており、住民の高齢化がより進行している。

多発する火災、倒壊した家屋からの救助など、大規模な災害発生時の第1次的な相互救済活動は、市民一人ひとりの連携が欠かせないが、過疎化や高齢化という現状は、地域の防災活動の担い手の減少あるいは要配慮者の増加を意味しており、防災知識の普及、災害時の情報提供などに配慮していかなければならない。

また、災害に対して各事業所、地域団体等が一丸となって、防災面の協力体制を進めていかなければならない。

第2節 災害の概要

深川市における古い災害記録については明確に把握できる資料はないが、北海道防災計画資料によると、気象災害については暴風雨(低気圧・台風)による被害が最も多く、以下融雪出水及び冷害凶作が主なものと考えられる。

1 台風及び融雪災害

台風の発生は8~9月にかけて多く、道内に影響するのは1年に2個程度で大雨を伴うことが多い。融雪出水は、4月から5月上旬にかけて多く、市内では数個の中小河川の出水が予想される。

2 冷害

昭和20年から令和6年までの約80年間に、冷害凶作が14回起こっている。

農業技術が進んできたとはいっても、夏の低温は本道の農業に重大な影響をもたらすため、本 道農業は気象とのたたかいを通じて発達したといっても過言ではなく、冷害の原因究明のための 気象学的研究も相関的に行われてきた。

冷害発生は、夏季正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、あるいは南偏して北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞すること、又は南北西気団の前線が停滞することにより、本道に低気圧の来襲が多くなり天候不順が続くこと等によるとされている。

3 主な災害発生記録

地震被害については、「地震災害対策編 第1章 第4節 深川市における過去の地震被害」 に記載する。

> (資料編 資料8-1 主な災害発生記録) (資料編 資料8-2 気象記録)

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営 を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の 伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

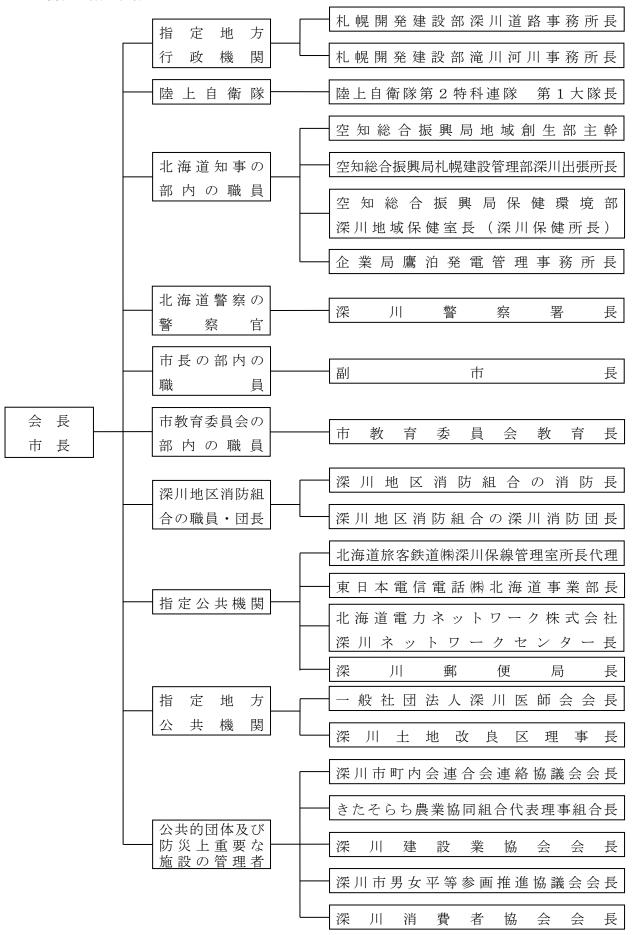
市長を会長とし、深川市防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任務とするものである。

1 防災会議の運営

防災会議の運営は、深川市防災会議条例(昭和38年深川市条例第65号)及び深川市防災会議運営規程(昭和39年深川市防災会議規程第1号)の定めるところによる。

(資料編 資料 6 - 1 深川市防災会議条例) (資料編 資料 6 - 2 深川市防災会議運営規程)

2 防災会議の組織



第2節 災害対策本部

深川市災害対策本部(以下「本部という。)は、基本法及び深川市災害対策本部条例(昭和38年条例第66号)に基づいて、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(資料編 資料 1 - 1 災害対策本部組織図) (資料編 資料 6 - 3 深川市災害対策本部条例)

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、次の各号の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨又は大雪特別警報が発表されたとき。
- (2) 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し 又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 主要河川についてはん濫注意水位に達し、その後著しく水位の上昇が予想され、かつ、複数の地域において被害が発生することが予想されるとき。
- (4) 震度5(弱)以上の地震が発生したとき。
- (5) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- (6) 大規模な火災、爆発、停電等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- (7) その他災害が市民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 局地的な災害で、被害の規模が極めて限定された範囲のもの又は、支援、協力部課が少数で対応可能である場合は、本部に準じた体制を取り、より迅速な災害対応を行うものとする。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

- (1) 全職員(庁内放送、無線、有線電話、LINEなど)
- (2) 防災関係機関、空知総合振興局及び報道機関(無線、有線など)
- (3) 一般住民への周知 (報道機関の広報協力、広報車など)

3 本部設置場所

- (1)本部は、市庁舎に設置することを原則とする。また、この場合、本部情報連絡室を同時に設置する。(市庁舎内における設置場所は下表のとおり)
- (2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関に標示板を掲出するものとする。

【災害対策本部市庁舎設置場所】

名 称	設置場所	機能等	設置条件
《《字》等十分	庁舎3階	本部会議及び災害対策調整会議を開	以 - 半地 / 中
災害対策本部	会議室3-2	催するためのスペース	必ず確保
		情報収集・分析のためのスペース	
大如桂却`黄约安	庁舎3階	【配備品】	以 <i>一</i> 半75年7日
本部情報連絡室	自治防災係	地図、ホワイトボード、防災無線	必ず確保
		道防災無線、災害時優先電話	
プレスルーム	庁舎3階	記者発表を行うスペース	状況に応じて
	応接室	記有先衣を行うへいる人	1/1001/C/IC/IC/C
関係機関事務室	庁舎3階	関係機関からの応援職員等の事務ス	状況に応じて
医环域医学伤 主	大会議室	ペース	1/1/LIC/LIC C
ボランティア	深川市社会	ボランティア受付及び活動調整用ス	状況に応じて
センター	福祉協議会	ペース	1/1/0E(-/E) C

4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急に諸対策を行うため必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。
 - ア 本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消 されたと認められるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、空知総合振興局、報道機関等に通知するものとする。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する 部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を 掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び所掌事務

(1) 本部に部及び班を置く。

- (2) 本部の組織は、「資料編 資料1-1 災害本部組織図」のとおりとする。
- (3) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの部、班の所掌事務は、「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」 によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定めて指示するとともに、本部長へ報告する。

- (5) 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分 担表」と異なる編成を各部班に指示することができる。
- (6) 本部に準じた体制による災害対応の場合についても、各部、班の所掌事務は、「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」のとおりとする。

(資料編 資料 1 - 1 災害対策本部組織図) (資料編 資料 1 - 2 災害対策本部業務分担表)

7 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部員及び本部情報連絡室長をもって構成する。

 (ア) 本部長
 市 長

 (イ) 副本部長
 副市長

(ウ) 本部員 各部長

(工) 本部情報連絡室長 総務課長

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援要請及び救助法の適用要請に関すること。
- (オ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し開催する。
- (4) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、企画総務部長にその旨を申し出ることができる。

(2) 本部情報連絡室

ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の 事務にあたる。

イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

- (ア)室長総務課長
- (4) 室 員 自治防災係職員

- (ウ) 連絡員 各部の情報責任者が指名した職員をもってあてる。
- ウ 室長は、災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、 所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。
- エ 室長は、室員に災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。
- (3) 本部に準じた体制の場合
 - ア 副本部長、関係各部長及び本部情報連絡室長により対策の検討をおこなうものとする。
 - イ 本部設置と同様の事務及び対策を行うものとする。
- (4) 災害情報連絡責任者
 - ア 各部に災害情報連絡責任者を置く。
 - イ 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名しておくものとする。
 - ウ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。
 - (ア) 所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握
 - (イ) 所属部の災害、被害の状況の調査収集
 - (ウ) 応急対策の実施・活動状況の掌握
 - (エ) 応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - (オ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

8 複合災害発生時の体制

複数の災害がほぼ同時、又は時間をおいて発生することによって起こる複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地本部担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

9 市長の職務の代理

緊急幹部会議の招集や災害対策(連絡)本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務 に関して、市長に事故等があり、判断を仰ぐことができない場合は、副市長、企画総務部長の順 にその職を代理する。

10 本部の配備体制

- (1) 非常配備の基準
 - ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を 図るため、非常配備の体制をとるものとする。
 - イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長 が行う。
- 本部各班の業務分担は、「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」のとおりとする。

(2) 非常時の非常配備体制

区分	配備の体制	配備の内容	任務	担当部課
第1非常 配 備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 北空知管内で震度4の地震が発生したとき。 3 その他特に本部長が必	情報連絡のため総務課自 治防災係が当たる。 情報連絡のため各部・課	1 情報の 収集 2 関係機 関との連 絡	自治防災 係 各部・
Mt 0 11 14	要と認めたとき。	長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	htt +11 0	課長等
第2非常配 備	1 局地的な災害の発生が 予想される場合又は災害 が発生したとき。 2 市内で震度5弱以上の 地震が発生したとき。 3 特別警報が発表された とき。 4 高齢者等避難・避難も とき。 4 高齢者等をおこなう き。 5 その他必要により本部 とき。 とき。	本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に関係った急対策を表現のので、近季のので、近季のので、当たるもにそのでではできるともにそのができる。 生とともが開始できるは各にはいる。 をの他の変にはいる。 を対して、近半のの変にはいる。 を対して、近半のの変にはいる。 を対して、近半のでは、はいるのでは、はいる。 を対して、近半のでは、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、が、はいる。 を対して、もので、 を対して、もので、 を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して	1 情報の 収集 2 関と 関と 8 応急 3 応実施	全 関班(そ班(職 対 集 他 備 員 策員) の員)
第3非常配 備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業 務全般の 実施	全職員(参集)

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、 臨機応変に配備体制を整えるものとする。

11 本部各班の配備要員

動員(招集)の方法は次のとおりとする。

(1) 動員(招集)

- ア 総務班長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非 常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ班内の動員(招集)系統を確立しておくものとする。
- オ 本部に準じた体制を取った場合における職員の動員(招集)は、防災計画の定めに準じて 行うものとする。

(2) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、連絡通信網が途絶した場合においても、職員各自の判断により配備計画

に基づき、直ちに所属又は予め指定された場所に緊急参集し配備につくものとする。

(3) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、職員は、休日・夜間においても迅速 に初動体制が取れるよう連絡体制を整備する。

12 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合など、本部の設置もしくは、それに準じ た体制がとられたときは、その一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部情報連絡室長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を 行う。
- (イ) 本部情報連絡室長は、北空知管内で震度4以上の地震が発生した場合、空知総合振興局 その他関係機関と連絡をとり、地震情報の収受・伝達等を行う。
- (ウ) 関係班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとと もに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 本部情報連絡室長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観的に情勢を 判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を班員に周知徹底し、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災地(被災予想地)へ 配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動 状況を随時本部長に報告するものとする。

第4章 災害情報通信計画

災害による被害を最大限に減らすためには、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行なうことが重要となることから、災害情報の収集体制の整備、並びに市、防災関係機関及び市民に対する情報の伝達広報についての計画を次のとおり定める。

第1節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における情報収集及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 市の情報収集及び伝達体制

市は、迅速な災害対応の基本となる災害情報及び被害状況の収集のため、防災拠点となる各施設に災害時優先電話及び防災無線等の整備を行い、災害時にも有効な通信手段の確保に努めるものとする。また、住民に対して行なう情報伝達については、要配慮者にも配慮した、わかりやすく確実な伝達ができるよう努めるとともに、多様な伝達手段の整備を図るものとする。

No.	伝達手段	対 象	迅速性	確実性
1	避難信号による伝達	全ての住民	0	Δ
2	放送局	視聴者	0	Δ
3	インターネット等による伝達	回線接続者のみ	Δ	Δ
4	L(エル)アラートによる伝達	全ての住民	0	Δ
5	緊急速報メールによる伝達	所有者のみ	0	0
6	電話による伝達	住民組織等	Δ	0
7	農業情報システムによる伝達	農家世帯	Δ	0
8	広報車による伝達	全ての住民	Δ	Δ
9	伝達員による個別伝達	全ての住民	Δ	0

【参考】第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画 避難指示等の伝達方法概要

2 防災関係機関の情報収集及び伝達体制

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや 危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。これら情報の多 角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進する とともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努め、 また、災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性の確保 に努めるものとする。

[※] 伝達方法には、迅速性と確実性のそれぞれ優れるものがあるため、上記の手段を組み合わせ て伝達を行う。

第4章 災害情報通信計画

【参考】第4章 第3節 避難対策計画 避難指示等判断基準概要

区 分	判 断 基 準	住民行動
高齢者等避難	河 川…避難判断水位(レベル3)を超えはん濫危険水位(レベル4)に達する恐れのあるとき 土 砂…大雨警報(土砂災害)の発表基準を超過した区域 その他…要配慮者の事前避難が必要なとき	・避難準備開始・避難支援行動の開始
避難指示	河 川…はん濫危険水位 (レベル4) を超え緊急安全確保 (レベル5) に達する恐れのあるとき 土 砂…土砂災害警戒情報が発表されたとき その他…住民等の事前避難が必要なとき	・避難開始・安全確保の実施

【参考】水害対策編 第1章 第2節 用語概要

河川水位	危険度レベル	定義
水防団待機水位	1	洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。
はん濫注意水位	2	水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	3	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住 民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
はん濫危険水位	4	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
はん濫	5	はん濫の発生。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、 気象、地象(地震及び火山現象を除く)及び水象(地震に密接に関連するものを除く)等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する 組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国 予報区(気象庁本庁担当)と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に 分割した府県予報区から成っている。

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区(札幌管区気象台担当)と7つの府 県予報区に分かれている。当地区の予報区を担当する官署は次のとおりである。

府県予報区	名称区域	担当官署
无院,宠知,然去地士	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合	打視祭豆怎色石
石狩・空知・後志地方	振興局管内	札幌管区気象台

(2) 予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域	市町村等をま とめた地域	二次細分区域
石狩・空知・後志地 方 (札幌管区気象台)	空知地方	北空知	深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町

(3) 予報区担当官署の業務内容

担当官署	予警報等の種類	回 数
担当官署 札 幌 管 区 気 象 台 (地方予報区担当官署)	予警報等の種類 地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 早期天候情報 1カ月予報 3カ月予報 暖候期予報	回数 毎日3回(5、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月)
	寒侯期予報	毎年1回(9月)
	地方気象情報	随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象 通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	概要	
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大 きいときに発表される。	
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大 きいときに発表される。	
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて 「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについ ても警戒が呼びかけられる。	

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報(警報発表基準別表2)

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴う ことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒 を呼びかける。

(4) 気象注意報(発表基準別表3)

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視 程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場 合に発表される。
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに
注意報	発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的には、通信線や送電線への被害が起こるおそれの あるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的には、通信線や送電線への被害が起こるおそれの あるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道 管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

ウ 洪水注意報及び警報

種	別	発 表 基 準
洪水	歡 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や 氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。
洪水汽	主 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)

キキクルの種類と概要

種類	概要
(大雨警報(土	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四
砂災害) の危険	方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分
度分布)※	布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大
	雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険
	度が高まっている場所を面的に確認することができる。
	・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる
	警戒レベル4に相当。
	・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる
	警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避
	難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相
	当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1
(大雨警報(浸	km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表
水害) の危険度	面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報
分布)	(浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的
	に確認することができる。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びそ
(洪水警報の危	の他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流
険度分布)	路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流
	域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等
	が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認するこ
	とができる。
	・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる
	警戒レベル4に相当。

•	「警戒」	(赤)	: 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる
	警戒レイ	ベル31	こ相当。
•	「注意」	(黄)	: ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避
	難に備え	え自ら	の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相

※「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 水防活動用気象警報及び気象注意報

当。

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

ア種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 伝 達

伝達については、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」「資料編 資料3-13 洪水予報・水防警報伝達系統図」による。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない 状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、 対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、北海道と気象台から共同で発表される。危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達については、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」による。

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川(以下「洪水予報河川」という。)について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2~5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表すされる。

ア 指定河川及び担当(北海道開発局)

水系	河川名	担当
石狩川上流	石狩川	旭川地方気象台・旭川開発建設部

一	石狩川	
石狩川下流	雨竜川	札幌管区気象台・札幌開発建設部

イ 種 類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表され
		る。
		新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が
		必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危
		険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある
		ことを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水
		位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりま
		もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる
		ときに発表される。
		いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発
		生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断
		の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レ
		ベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれると
		き、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれると
		き、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき
		(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超
		える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくな
		った場合を除く)に発表される。
		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険
		な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇
		が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未
		満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位
		の上昇が見込まれないときに発表される。
		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え
		自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ウ 伝達系統

洪水予報(水防法第10条第 2 項、第11条第 1 項、気象業務法第14条の 2 第 2 項)によるものとし、伝達については、「資料編 資料 3-1 気象予警報等伝達系統図」「資料編 資料 3-13 洪水予報・水防警報伝達系統図」による。

(6) 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)

予報区担当官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(第22条)の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報される。通報を受けた北海道から、深川市に通報されるものとし、市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

通報基準

発表官署		通	報	基	準	
札幌管区気象台	実効湿度 若しくは平均 風速が12m/s 災気象通報	匀風速で陸♪ ₃以上であっ	ニ12m/s以 ても、降	上が予想 :水及び降	される場	均

- 〔注1〕 実効湿度 木材の乾燥具合を表すものとして、当日と前日の平均湿度から計算
- 〔注2〕最小湿度 1日を通して一番小さな値になる湿度

(7) 気象情報等

ア 早期注意情報 (警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(空知地方)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

ウ 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性 を喚起することを目的として発表する情報。

工 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による 災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度 が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

深川市発表基準 1時間雨量 100mm

才 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しや

すい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所 については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報 が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい 突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 各種情報

気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(地震に密接に関連するものを除く。) により災害がおこるおそれがある場合、気象官署は担当予報区に対し注意を喚起するため、 注意報や警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報を 発表する。

別表1 特別警報の指標

	48時間降水量	242mm
50年に一度の 雨の値	3時間降水量	87mm
	土壤雨量指数(注1)	162
50年に一度の積雪深		173cm

[注1] 土壌雨量指数 降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値であり、この値が大きいほど土砂災害発生の危険性が高くなる。

別表 2 警報基準

泰	· 風(平均風速)	18m/s
泰	上風雪(平均風速)	16m/s 雪による視程(注1)障害を伴う
+ =	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
大雨	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	138
洪水	流域雨量指数基準(注2)	音江川流域=7.3,内大部川流域=9.3, 大鳳川流域=10.6,堺川流域=7.8, 入志別川流域=7.1,多度志川流域=14.6 吉野川流域=4.9
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流(伊納)、石狩川下流(納内) 雨竜川(多度志)
	大雪	12時間降雪の深さ50cm

[〔]注1〕視程 肉眼で物がはっきりと確認できる最大の距離

[[]注2] 流域雨量指数 河川の流域に降った雨がどれだけ下流の地域に影響を与えるかをこれまでに降った雨と今後数 時間に降ると予想される雨から計算して指数化した数値

別表3 注意報基準

風	雪(平均風速)	10m/s 雪による視程障害を伴う
強 風(平均風速)		12m/s
大雨	表面雨量指数基準	7
	土壤雨量指数	91
	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8, 内大部川流域=7.4, 大鳳川流域=8.4, 堺川流域=6.2, 入志別川流域=5.6, 多度志川流域=11.6 吉野川流域=3.8
洪水	複合基準(注1)	大鳳川流域= (5, 8), 石狩川流域= (6, 49.1), 雨竜川 流域= (6, 23.6)
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流(伊納)、石狩川下流(納内) 雨竜川(多度志)
	大 雪	12時間降雪の深さ30cm
	電田	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度30%、実効湿度60%
ì	農霧(視程)	200m
	看相	最低気温3℃以下
なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温	5月~10月	(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	11月~4月	(最低気温) 平年より8℃以上低い
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪		70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計

(資料編 資料3-2 雨量・水位・地震観測所)

(資料編 資料3-3 気象庁による雨・風・地震等の区分表)

3 気象予警報等の伝達系統

気象官署等から気象、水防、火災等に関する予警報が発表された場合又は北海道(空知総合振興局)から災害の応急処置に関する通知である対策通報があった場合は、次のとおり迅速かつ確実に伝達するものとする。

(資料編 資料 3 - 1 気象予警報等伝達系統図) (資料編 資料 3 - 14 洪水予報·水防警報伝達系統図) (資料編 資料 3 - 16 火災警報連絡系統図)

(1) 通常勤務時間中の気象予警報等の伝達

通常勤務時間中の気象予警報等の受理は、自治防災係が行うものとし、市長が必要と認める ものについて、テレビ、ラジオ、電話、携帯電話、メール、FAX等を用いた多重化、多様化 した方法により、関係部署、防災関係機関及び住民に伝達するものとする。

(資料編 資料1-6 防災関係機関一覧表)

(2) 勤務時間外における気象予警報等の伝達

夜間・休日等において日直者、警備当直員が気象予警報等を受けたときは、次に掲げる警報 等については、総務課長(不在のときは自治防災係長)に連絡するとともに気象予警報等受理 票に記載し、翌朝、総務課長に提出するものとする。

ア 気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、水防

イ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報が伴うものは、直ちに総務課長(不在のときは自治防災 係長)に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報が伴わないものは、当直明けの際、気象予警報等受理票 を総務課長に提出するものとする。

ウ その他

火災気象通報など市役所内各部署や防災関係機関に連絡が必要な情報については、総務課 長に連絡するとともに、各関係機関にも連絡するものとする。

(資料編 資料7-1 気象予警報等受理票)

第3節 災害情報収集·伝達計画

応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等は、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集、連絡体制の整備

災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)の収集連絡は、災害の予防及び応急 対策を実施する基本となることから、市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリ コプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害 情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。

(1) 防災関係機関の災害情報等収集及び連絡

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、その所掌事務に関して情報収集をするとともに災害対策本部との情報共有に努めるものとする。

- (2) 市の災害情報等収集及び連絡
 - ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要 の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。
 - イ 市長は、警報、注意報、情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態 に対処する体制を整備するものとする。

2 災害情報等の収集及び伝達計画

災害発生、被害状況等の情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための連絡先、被害報告及び受領については、次のとおりとする。

(1) 気象情報の収集伝達計画

気象情報は、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」に基づき電話、無線、ファックスその他、最も有効な方法により各防災関係機関に通報し、又は伝達するものとする。

- ア 札幌管区気象台からファックスにより通報された予報(注意報を含む。)、警報及び情報 等は「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」により伝達する。
- イ 予報(注意報を含む。)、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は自治防災係が受理統括 する。
- ウ 勤務時間外は当直員が受理し、次に掲げる予報(注意報を含む。)、警報及び情報等については速やかに総務課長に報告するものとする。受理した予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の通報文は当直明けの際、総務課長(本部情報連絡室長)に引き継ぐものとする。
 - (7) 気象警報~暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
 - (イ) 前号の各予警報に伴う被害情報
 - (ウ) その他~特に重要と認められる各種注意報
- エ 予報(注意報を含む。)、警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報について受理者である総務課長は、速やかに関係部課長等に連絡するものとす

る。

- オ 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
- (2) 異常現象発見時における措置
 - ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防本部(消防署)に通報しなければならない。

イ 警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防本部(消防長)は、その旨を速やかに 市長に通報しなければならない。

- ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防本部等から異常現象発見の通報を受けたときは、必要 に応じ空知総合振興局長及び関係機関に通報しなければならない。
- エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受理した際は、速やかに総務課長(本部情報連絡室長)に報告し、その指示により処理する。

3 地区情報連絡責任者

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区に情報連絡責任者を置くことができるものとする(地区情報連絡責任者を町内会長とする)。

地区情報連絡責任者は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに市役所又はその他の関係機関に通報するものとする。

4 避難指示等の伝達計画

気象予報(注意報を含む。)、警報及び情報等により、該当地域の住民に被害が発生することが予想される場合の高齢者等避難・避難指示(以下「避難指示等」という。)の伝達は次のとおりとする。

- (1) 避難指示等の伝達事項
 - ア避難先
 - イ 避難経路
 - ウ 避難指示等の理由
 - 工 避難対象区域
 - 才 注意事項
 - (ア) 携行品は限られたものだけにする。(食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)
 - (イ) 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
 - (ウ) 避難時の戸締りをする。
 - (エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。
- (2) 伝達方法

第4章 災害情報通信計画

No.	伝達手段	対 象	迅速性	確実性
1	避難信号による伝達 「水害対策編 第10章 第1節 水防信号」 に定める危険信号により伝達する。	全ての住民	0	\triangle
2	放送局 NHK、民間放送局に対し、避難指示等を 行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事 項を提示し、放送依頼することにより情報を 伝達する。	視聴者	0	Δ
3	インターネット等による伝達 市のホームページ・ソーシャルメディアを 利用し情報を伝達する。	回線接続者のみ	Δ	Δ
4	L (エル) アラートによる伝達 北海道を通じて放送事業者等に各種災害 情報を提供することで住民に情報を伝達す る。	全ての住民	0	Δ
5	緊急速報メールによる伝達 携帯電話各社による緊急気象情報等の配 信サービスにより情報を伝達する。	所有者のみ	0	0
6	電話による伝達 電話により住民組織、官公署、会社等に通 報する。	住民組織等	Δ	0
7	農業情報システムによる伝達 きたそらち農業協同組合に協力を依頼し 農業情報システムにより、関係住民に情報を 伝達する。	農家世帯	Δ	0
8	広報車による伝達 市・消防機関等の広報車を利用し、関係地 区を巡回して情報を伝達する。	全ての住民	Δ	Δ
9	伝達員による個別伝達 避難を指示した時が、夜間・停電時・風雨 が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が 困難であると予想されるときは、消防団員等 で組を編成し、個別に情報を伝達する。	全ての住民	Δ	0

[※] 伝達方法には、迅速性と確実性のそれぞれ優れるものがあるため、上記の手段を組み合 わせて伝達を行う。

(3) 高齢者等避難・避難指示区分の基準

ア 高齢者等避難

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、判断基準のいずれかに該当する場合に発令するものとする。

	区分	判 断 基 準	住民に求める行動
	石狩川	1 指定河川洪水予報により、石狩川の納内水位観	● 要配慮者等、特に
		測所の水位が避難判断水位 (レベル 3 水位) であ	避難行動に時間を
		る59.20m(※個別対応区間 58.30m)	要する者は、計画さ
		に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水	れた避難場所への
		位が上昇する予測が発表されている場合	避難行動を開始 (避
		2 指定河川洪水予報により、石狩川の納内水位観	難支援等関係者は
		測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)であ	支援行動を開始)
		る60.10m(※個別対応区間 59.20m)	
		に到達する予測が発表さている場合(急激な水位	● 上記以外の者は、
		上昇による氾濫のおそれのある場合)	家族等との連絡、非
		3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクラ	常用持出品の用意
		イン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」にな	等、避難準備を開始
		った場合	
		4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	
		5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となる	
		ような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から	
		明け方に接近・通過することが予想される場合(タ	
	~ *	刻時点で発令)	
水	雨竜川	1 指定河川洪水予報により、雨竜川の多度志水位	
害		観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)で	
		ある57.50mに到達し、かつ、水位予測にお	
		いて引き続きの水位が上昇する予測が発表されて いる場合	
		2 指定河川洪水予報により、雨竜川の多度志水位	
		観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)で	
		ある57.70mに到達する予測が発表さている	
		場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある	
		場合)	
		3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクラ	
		イン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」にな	
		った場合	
		4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	
		5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となる	
		ような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から	
		明け方に接近・通過することが予想される場合(タ	
		刻時点で発令)	
	多度志川	1 多度志川の多度志川水位観測所の水位が避難判	
		断水位(レベル3水位)である63.30mに到	

		達した場合	
		2 多度志川の多度志水位観測所の水位が一定の水	
		位 (62.93m) を超えた状態で、次の①~②	
		│ │ のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあ	
		る場合	
		①多度志川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」	
		が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警	
		報基準に達する場合)	
		②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
		3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	
		4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となる	
		ような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から	
		明け方に接近・通過することが予想される場合(タ	
		刻時点で発令)	
	内大部川	1 内大部川の内大部水位観測所の水位が一定の水	
		位 (96.80m) に到達し、次の①~②のいず	
		れかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場	
		合	
		①内大部川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」	
が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警			
報基準に到達する場合)			
②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合			
2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合			
		3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となる	
		ような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明	
		け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻	
		時点で発令)	
土硕	沙災害	① 大雨警報(土砂災害)が発表され、北海道土砂	
		災害警戒システムの判定メッシュ情報(以下「メ	
		ッシュ情報」という。)で大雨警報(土砂災害)の	
		発表基準を超過した区域(赤及び橙)があり、さ	
		らに雨が降り続くと予想されるとき。	
		② 近隣で前兆現象が発見されたとき。	
		・ 土 石 流: 流水の異常な濁り	
		・ 急傾斜地: 湧水量の増加・表面流の発生	
そ0	の他災害	① 災害の状況から、要配慮者等について事前に避	
		難させておく必要があると認められるとき。	

イ 避難指示

通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、判断基準のいずれかに該当する場合に発令するものとする。

	SOC93。 区 分	判 断 基 準	住民に求める行動
	石狩川	1 指定河川洪水予報により、石狩川の納内水位観	● 通常の避難行動
		測所の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) であ	ができる者は、計画
		る60.10m(※個別対応区間 59.20m)	された避難場所等
		に到達したと発表された場合	への避難行動を開
		2 石狩川の納内水位観測所の水位が氾濫危険水位	始
		(レベル4水位)である60.10m(※個別対	● ただし、避難を行
		応区間 59.20m)に到達していないものの、	うことにより、生命
		石狩川の納内水位観測所の水位が氾濫開始相当水	身体に危険が及ぶ
		位である60.58mに到達することが予想され	場合には、屋内での
		る場合(計算上、個別に定める危険箇所における	待避等の安全確保
		水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達する	措置を行う。
		ことが予想される場合)	
		3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクラ	
		イン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」にな	
		った場合	
		4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	
		5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう	
		な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け	
水		方に接近・通過することが予想される場合(夕刻	
害		時点で発令)	
		6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう	
		な強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難したなる見思さいいなど、深思さることがる思えない。	
		となる暴風を伴い接近・通過することが予想され	
		る場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めること がないよう暴風警報の発表後速やかに発令)	
		※夜間・未明であっても、発令基準例1~4に該当	
		次後間・木切でありても、光中基準例1~4に該当 する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
	雨竜川	9 3 % 1 場定河川洪水予報により、雨竜川の多度志水位	
	的电/川	祖別所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)で	
		ある57.70mに到達したと発表された場合	
		2 雨竜川の多度志水位観測所の水位が氾濫危険水	
		位 (レベル4水位) である57.70mに到達し	
		ていないものの、雨竜川の多度志水位観測所の水	
		位が氾濫開始相当水位である58.49mに到達	
		することが予想される場合(計算上、個別に定め	
		る危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後	
		地盤高)に到達することが予想される場合)	
		3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクラ	
		イン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」にな	

	N 1 T NI II I KATHE
	った場合
	4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
	5 鷹泊ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開
	 始予定の通知があった場合
	 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう
	な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け
	方に接近・通過することが予想される場合(夕刻
	時点で発令)
	7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう
	な強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難
	となる暴風を伴い接近・通過することが予想され
	る場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めること
	がないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
	※夜間・未明であっても、発令基準例1~5に該当
	する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
多度志川	1 多度志川の多度志川水位観測所の水位が氾濫危
多反心川	険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)で
	ある63.67mに到達した場合
	2 多度志川の多度志川水位観測所の水位が一定の
	水位 (63.30m) を超えた状態で、次の①~
	②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれが
	ある場合
	①多度志川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険
	(うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予
	測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)
	②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
	3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
	4 上湯内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作
	開始予定の通知があった場合
	5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう
	な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け
	方に接近・通過することが予想される場合(夕刻
	時点で発令)
	6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう
	な強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難
	となる暴風を伴い接近・通過することが予想され
	る場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めること
	がないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
	W G. S. J. WALLET W. C. J. L. V.
	│ │※夜間・未明であっても、発令基準例1~4に該当│
	する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
内大部川	1 内大部川の内大部水位観測所の水位が一定の水
	位 (96.80m) に到達し、次の①~②のいず
	れかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場
	合

	①内大部川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険 (うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予 測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
	2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け 方に接近・通過することが予想される場合(夕刻	
	時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう な強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難	
	となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準例1~3に該当	
土砂災害	する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※水防団からの報告等を活用して発令する。 ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき。	
	② 近隣で前兆現象が確認され、災害の発生が予測されるとき。・ 土 石 流:渓流内での転石の音・流木の発生・ 急傾斜地:小石の落下・湧水の濁り新たな湧水の発生	
その他災害	① 各種の特別警報が発表されたとき。② 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。	

(資料編 資料3-2 雨量・水位・地震観測所)

(資料編 資料3-3 気象庁による雨・風・地震等の区分表)

5 災害等の内容及び通報の時期

- (1) 市災害対策本部設置
 - ア 市が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及 び防災関係機関へ連絡しなければならない。
 - イ 防災関係機関は、前項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- (2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道(危機対策課)に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了す るまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 市の通報

ア 市は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道及び国(消防庁経由)に報告する。

イ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国(消防庁経由)へ報告するよう努める。

6 被害状況収集及び報告

災害情報、被害状況の報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまでの間に、「資料編資料7-3 災害状況報告・被害状況判定基準」により空知総合振興局長に報告する。

(1) 各部における情報収集

ア 各部長は、災害対応のため本部または、本部に準じた体制を取った場合、所管に係る災害情報報告(資料編 資料7-2 災害情報)、被害状況報告(資料編 資料7-3 災害状況報告・被害状況判定基準)及び災害対策活動実施状況(資料編 資料 水防活動実施報告書)を、本部情報連絡室長を経て本部長(市長)に報告する。

イ 本部情報連絡室長は、各部長から受理した災害情報のうち、他の部門に関連あるものは、 速やかに当該部長に報告する。

- ウ 企画総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。
- エ 各部長は、基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部情報連絡室長と連絡調整をとり、相違のないようにする。

(2) 国・北海道への報告

災害が発生した場合、市長は次の「災害情報等取扱要領」に基づき空知総合振興局長に報告するものとする。

ただし、市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報については、消防庁にも直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き 消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により北海道知事(空知総合振興局長)に報告することができない場合は、直接、国(消防庁経由)に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分	平日 (9:30~18:15)	休日・夜間 (左記以外)	
回線	消防庁応急対策室	消防庁宿直室	
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)	

消防庁災害対策本部設置時の報告先

区分	消防庁応急対策室・情報集約班	
回線	(消	防防災・危機管理センター内)
NTT回線	03-5253-7510	03-5253-7553 (FAX)

【災害情報等取扱要領】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報等について、 空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で深 川市が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要とすると認められるもの
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- キ その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに報告するものとし、この場合、 災害の経過に応じて把握した事項を逐次報告すること。

(資料編 資料7-2 災害情報)

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く。)については除くものとする。

(資料編 資料7-3 被害状況報告)

ア 速 報

被害発生後直ちに件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

(資料編 資料7-3 被害状況判定基準)

【参考】消防庁 「直接即報基準」

	区分	即報基準
	交通機関の火災	1) トンネル内車両火災 2) 列車火災
	石油コンビナー ト等特別防災区 域内の事故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とす るもの 3) 特定事業所内の火災
火災等即報	危険物等に係る 事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、 又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げる もの 1)死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明が発生したも の 負傷者が5名以上発生したもの 2)危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、該 当工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与 えたもの 3)危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい 事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物等が流出し、防除・改修等の活動を要するもの ②500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等 4)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う 漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要 するもの 5)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	ホテル、病院、映画	
	館、百貨店において	
	発生した火災	
	爆発、異臭等の事故 であって、報道機関	
	に大きく取り上げ	
	られる等社会的影	
	響度が高いもの	
救急	・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15名以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの 1)列車、航空機等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災		被害の有無を問わず、市区域内で震度5強以上を記録したもの
火	群 収 吉	

第4節 災害通信計画

市、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、 直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関 が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

また、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 非常扱いの通話

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、 通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通 話

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

(3) 非常・緊急通話の利用方法

ア 102番 (局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

- イNTTコミュニケーターが出たら、
 - (ア)「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。
 - (4) 予め指定した登録電話番号(災害時優先電話)と機関名を告げる。
 - (ウ) 通話先の電話番号を告げる。
 - (エ) 通話内容を告げる。
- ウ NTTコミュニケーターが一度切って待つよう案内する。
- エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話㈱の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又	気象機関相互間
は警報に関する事項	
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれが	水防機関相互間
あることの通報又はその警告若しくは予防のた	消防機関相互間
めの緊急を要する事項	水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事	消防機関相互間
項	災害救助機関相互間
	消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路等を含む。) の災	輸送の確保に直接関係がある
害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊	機関相互間
急を要す事項	
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の	通信の確保に直接関係がある機関相
確保に関し、緊急を要する事項	互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供	電力の供給の確保に直接関係
給の確保に関し、緊急を要する事項	がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間
	防衛機関相互間
	警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生
	し、又は発生するおそれがある事を
	知った者と前各欄に掲げる機関との
	間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関
人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、	相互間(アの8項に掲げるものを 除く。)
復旧等に関し緊急を要する事項	(2) 緊急事態が発生し、又は発生す
	るおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間
	(2) 犯罪が発生し、又は発生するお
	それがあることを知った者と、警
	察機関との間
3 天災その他の災害に際しての災害状況の報道	(1) 新聞社、放送事業者又は通信社
を内容とするもの	の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠	(1) 水道ガスの供給の確保に直接関
な役務の提供その他生活基盤を維持するために	係がある機関相互間
緊急を要する事項	(2) 預貯金業務を行う金融機関相互
	間
	(3) 国又は地方公共団体(アの表及
	び本表 1 ~ 4 (2)に掲げるものを
	除く。)相互間

2 専用通信設備

本市が所有する有線回線の災害時優先電話及び無線施設等の通信設備は、次のとおりである。

(1) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電話の輻輳に伴う発信制限がされても、規制を受けず優先的に発信 が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。

施設名	設置部署	電話番号	備考
市役所	自治防災係	0164-22-3549	
市役所	総務課	0164-22-8776	

(2) 無線通信施設

ア 北海道防災行政無線(北海道総合行政情報ネットワーク)

北海道と市町村との情報伝達用無線(地上系と衛星系の2ルート)

(7) 電話機

空知総合振興局地域創生部危機対策室防災主査

89 - 6 - 850 - 2191

空知総合振興局札幌建設管理部(道路建設課道路維持係)

y 4314

空知総合振興局札幌建設管理部 (治水課防災係)

89 - 6 - 850 - 4344

空知総合振興局保健環境部保健福祉室(企画総務課企画調整係)

y 3614

(イ) ファックス

個別通信用1台

- イ 深川市防災行政無線
 - (7) 基地局(統制台:自治防災係)
 - (4) 陸上移動局

車載型無線機(市公用車)

15局

携带型無線機(災害対策本部用)

7 局

ウ消防無線

(ア) 基地局(統制台:深川消防署 通信指令室)

(イ) 中継局

1局

(ウ) 陸上移動局

車載型無線機

23局

携帯型無線機

20局

(3) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

(資料編 資料2-3 防災無線の概要)

4 関係機関の公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 陸上自衛隊の通信等による通信

- (2) 警察電話による通信
- (3) 警察無線電話装置による通信
- (4) 鉄道電話による通信
- (5) 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信
- (6) 東日本電信電話㈱の設備による通信
- (7) 北海道地方非常通信協議会加入無線局

5 通信途絶時における措置

市内全域にわたり災害が発生し、前記 $1\sim4$ による通信が不可能な場合は、被害情報の的確な収集を図るため、自動車、オートバイ、徒歩等による広報伝達班員を派遣し、直接連絡するものとする。

第5節 災害広報・情報提供計画

災害時の誤った情報による社会的混乱を防止し、市民の不安解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供並びに住民からの問い合わせ、要望及び意見等に的確かつ迅速な対応を行う計画については本計画に定める。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 広報・総務班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 災害対策本部により集約された災害情報からの収集
- (3) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望等を公聴し収集
- (5) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長(市長)の承認を得て、広報・総務班長(秘書課長)が これに当たる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容
 - ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行う ものとし、平常時から、あらゆる広報媒体の充実・強化を図るほか、災害時には、迅速かつ 適切な広報に努め誤報等による混乱防止に万全を期するものとする。
 - (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
 - (イ) 市広報誌、インターネット、チラシの利用
 - (ウ) 農業情報システム、郵便局の利用
 - (エ) 広報車及び放送設備を有する車両の利用
 - (オ) 消防施設のサイレン兼用放送設備の利用
 - イ 広報の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
 - (イ) 災害応急対策とその状況
 - (ウ) 災害復旧対策とその状況
 - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
 - (オ) その他必要と認められる事項
- (3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別・名称及び発表日時
- イ 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
 - (7) 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)

- (4) 火災状況(発生箇所、避難等)
- (ウ) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、注意事項等)
- (工) 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- (オ) その他判明したり災地の情報(二次災害の危険性等)
- エ 応急、恒久対策の状況
 - (ア) 避難について(避難指示等の状況、避難所の位置、経路等)
 - (イ) 医療救護所の開設状況
 - (ウ) 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
 - (工) 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- オ 災害対策 (連絡) 本部の設置又は廃止
- カ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項
- (4) 本部職員に対する周知

本部情報連絡室は、災害状況の推移を本部職員に周知し、各部に対して、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。 特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動 とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、市災害対策本部に対し情報の提供を行うもの とする。

4 被災者相談所

市長は、必要と認めたときは、市役所に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものと し、その事務は市民・環境衛生班があたる。また、被災者並びに一般住民の意見、要望、相談等 を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

5 安否情報の提供

- 1 安否情報の照会手続
- (1) 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・ 性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等の本人確認資料の掲示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族	・被災者の居所
	(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様	・被災者の負傷若しくは疾病の状況
	の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の連絡先その他安否の確認
	・パートナーシップ制度により縁故者と認めら	に必要と認められる情報
	れる者	
1	・被災者の親族(アに掲げる者を除く)	・被災者の負傷又は疾病の状況
	・被災者の職場の関係者その他の関係者	
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を	・被災者について保有している安否情
	必要とすることが相当であると認められる者	報の有無

- (3) 市は、(3) にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。
- 2 安否情報を回答するに当たっての市の対応 市は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者 等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報 の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 災害時の氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第5章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、市長、その他の執行機関、知事指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害予防責任者」という。)は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結して おくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努め るものとする。

【参考】災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域(注1)の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

[注1] 災害危険区域 自然災害の危険性が高い地域として、地方公共団体が指定した地域。深川市内の災害危険区域には、 重要水防区域、市街地における低地帯の浸水危険区域、地すべり、がけ崩れ等危険区域、急傾斜地崩 壊危険区域、土石流危険区域がある。

1 調査対象区域

- (1) 重要水防区域及び整備計画
 - 降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域 (資料編 資料3-4 重要水防区域)
- (2) 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画 大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(資料編 資料3-5 市街地における低地帯の浸水危険区域)

- (3) 地すべり、がけ崩れ等危険区域及び整備計画 降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域 (資料編 資料3-6 地すべり、がけ崩れ等危険区域)
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域 傾斜の角度が30度以上の土地で、降雨、地質等が原因で崩壊により災害が予想され、警戒を 要する区域 (資料編 資料3-7 急傾斜地崩壊危険区域)
- (5) 土石流危険区域及び整備計画 降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(資料編 資料3-8 土石流危険区域)

なお、上記危険区域については、「資料編 資料 3-9 災害危険区域図その1、その2」に その位置を示すものとする。

2 調査事項

- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備計画

3 調査結果の取り扱い

- (1) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。
- (2) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、 本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して 防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災思想・知識の普及・啓 発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑 な実施が推進されるよう努めるものとする。
- (2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々 な各種データや過去に起こった大災害の教訓を発信するものとする。

また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。
- (3) コミュニティセンター等の公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の 連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット、SNSの活用
- (3) 新聞、広報誌(紙)等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 研修、講習会、講演会等の開催
- (8) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 深川市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助(身を守るための備えや備蓄)・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の) 連絡体制
 - (イ) 気象予報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践 活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進するものとする。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の

充実等に努めるものとする。

(5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。

6 普及・啓発の時期

事業実施に当たっては、防災の日等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

【参考】 防災に関連した日等一覧

5月20日~6月30日	山地災害防止キャンペーン	9月1日	防災の日
6月1日~6月30日	水防月間	8月30日~9月5日	防災週間
6月1日~6月30日	土砂災害防止月間	1月17日	防災とボランティアの日
8月1日	市民防災の日	1月15日~1月21日	防災とボランティア週間

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と 住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、この計画の定めるところに よる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と 共同して実施するものとする。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める とともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 防災総合訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 市防災会議が主唱する訓練

市防災会議及び防災会議構成機関等は、共同して次の訓練を行うものとする。

(1) 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

(2) 災害通信連絡訓練

主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに通信障害時における災害情報の 収集及び報告の訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水 給食等をおり込んだ訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

実施対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。

(7) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(8) その他災害に関する訓練

その他災害に関する訓練を実施する。(他の関係機関で実施する訓練について協力)

4 災害時相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関等は、協定締結先と災害時における相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、町内会、自主防災組機、北海 道地方非常通信協議会(注1)、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練 を実施するものとする。

[注1] 北海道地方非常通信協議会 移動無線車・電源車の貸与を始めとした非常時の通信の確保と円滑な運用を図ることを 目的に、道内の官公庁、企業、団体等により構成され、深川市も構成員となっている。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、次の事項にも留意しながら概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

(1) あらかじめ、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。

また、マスク、消毒液等の衛生用品等、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄) に努めるものとする。

- (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。
- (3) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- (4) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (5) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立 予想地域の備蓄の充実を図ること。
- (6) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

「備蓄品の例〕

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、固形燃料、カセットガス

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ(電源不要なもの)、段ボールベッド、パーテーション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の確保・調達に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

備蓄物資の被災者への提供を迅速、円滑に進めるため、市内備蓄倉庫をはじめ、小学校等数カ 所に非常用食料及び毛布等の災害救援物資を分散して備蓄するものとする。

> (資料編 資料3-12 非常用食料備蓄状況) (資料編 資料3-13 防災資機材備蓄一覧)

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策もしくは災害復旧の実施に際 し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ず るよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

3 防災関係機関等

あらかじめ、道や市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部 との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

> (資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

- 4 災害時におけるボランティア活動の環境整備
 - (1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るととも に、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討する ものとする。
 - (2) 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
 - (3) 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難 所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、 防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等に ついて意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
 - (4) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
 - (5) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、 災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)を明確化するとともに、 災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努 めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンター の運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等 により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動による混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害発生時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、要配慮者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を 図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会 等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画の促進 に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が有効的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成 に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設ならびに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置 が法令の規定により義務付けられている事業所については、制度の趣旨の徹底を図るとともに防 災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織を設置するなど積極的な防災体制の整備、強化を図るとともに、地域の自主防災組織への参加、協力についても積極的に行うものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、既存の町内会を基本とした組織が適当であり、その組織内で役割分担を明確に定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害 時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、 日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(7) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を 関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手 当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に 速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を 迅速かつ正確に把握して市等へ連絡するとともに、防災関係機関の提供する情報を周知、伝 達して住民の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施することが重要であることから、 予め決定すべき事項を次に掲げる。

- (ア) 連絡をとる防災関係機関
- (イ) 防災関係機関との連絡のための手段
- (ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- (エ) 避難場所へ避難した後においては、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて 連絡し、混乱・流言飛語の防止にあたること。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構ずることや、火災が発生した場

合には、消火器などによる初期消火に努めることを呼びかけるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとと もに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものが あるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ 避難の実施

市長等から高齢者等避難や避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、 火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するとともに、 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、避難指示及び高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)が 発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風・火災、崖崩れ、地滑り等 に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水及び救援物資の配布活動に協力するものとする。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

災害時には、避難行動要支援者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

(4) 地区防災計画

自主防災組織は、目標を設定し活動が風化することなく、また、災害時等に迅速かつ的確な活動が行えるよう、市の一定の地区内の居住者及び当該地域事務所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)が協同して行う防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という。)の策定の促進に努めるとともに個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取入れるものとする。

基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案(以下「計画提案」という。)が行われた時は、防災会議は、該当計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

5 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。

- (1) 防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣
- (2) 防災活動に対する助成

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画 は、次のとおりである。

○ 避難所の定義

種別	避難所	定	義
	指定緊急避難場所	災害による危険が切迫した場合に住民が緊急に避難できる災害の危険の及ばない一定の安全基準を満たしたグラウンド、公園 及び緑地等でかつ、指定避難所に隣接しているものをいう。	
避難場所	一時避難場所	集合し様子を見る場所とし、安全	前の中継点で、避難者が一時的に とがある程度確保されるスペース 処点ともなる公園、緑地、学校の
避難所	指定避難所		がなくなるまでに必要な間滞在 よくなった住民等を一時的に滞在 、公共施設等をいう。
	福祉避難所		者など一般の避難所では生活に たトイレをはじめ、手すりやスロ られた避難所のことをいう。
避難路	避難路	指定緊急避難場所へ通じる道 場所に迅速かつ安全に避難させ	路等で、避難圏の住民を当該避難 るための道路をいう。

1 避難誘導体制の構築

(1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所等の整備を 図るとともに、避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよ う努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、複合的な災害が発生するこ とを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能とするよう、他の地方 公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以 下「広域避難者」という。)の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の 具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の

防災訓練を実施するよう努めるものとする。

- (5) 保健所は、感染症の自宅療養者の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、 ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努 めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向け た具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向 けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関する ルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (9) 市は都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (10) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (11) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・ 雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があること から、市町村は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する 住民等への周知に努めるものとする。
- (12) 道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、 避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法 等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 避難場所の確保等

災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の 災害に対する安全性等を勘案し、災害発生時において迅速な開設が可能な管理体制等を有する施 設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定 するものとする。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用 等についても考慮する。

(1) 指定避難場所の指定基準

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に開放されること、及び受入れの用に供すべき部分に、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせない場所であること。

また、火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む)、公共空地など空間を十分確保できること。

イ 立地条件

異常気象等による災害発生のおそれがない区域内にあること。

付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

指定避難所に付随、又は近接しており、直ぐに避難に移動出来る場所であること。

(資料編 資料4-2 避難場所一覧表) (資料編 資料4-3 避難所一覧表・位置図)

3 避難所の確保等

市は、災害により被災した者を収容するための避難所を予め選定・確保し、整備を図るものとする。

また、影響範囲の大きな災害については、市の指定避難所に収容しきれない場合があることから、隣接町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定基準

ア 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(生活の場となるため民家等は望ましくない。)

イ 構造条件

速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造 又は設備を有するものであること。

(事務所等のスペースは、物品等を整理する必要が生じることから迅速な受入れの観点から望ましくない。)

ウ 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となること。)

力 福祉避難所関係

避難行動要支援者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

(2) 指定避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

4 避難場所、避難施設の住民への周知

避難場所等の指定を行った場合は、地域住民に対して次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の周知

- ア 避難場所等の名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所等への経路及び避難手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及

ア 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法(学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法)など

- イ 避難時における知識
- 安全の確保、移動手段、携行品など
- ウ 避難後の心得 集団生活、避難先の登録など

5 避難計画

市は、市民、避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速に避難できるよう、予め避難計画を作成するものとする。

また、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を 絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に 努めるものとする。

(1) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を 考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な 場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等に関す る情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(2) 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、 福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関 する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

市長(本部長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿(「本章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」参照)の情報についても、基本法第49条の11第3項の定めるところにより、避難の支援等に必要な範囲において避難支援等関係者に提供することができる。

- ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難所への経路及び誘導方法

- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (7) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 住民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 防災行政無線による周知
 - (4) 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知
 - (ウ) 避難誘導者による現地広報
 - (エ) 住民組織を通じた広報
 - (オ) テレビ、ラジオによる広報
 - (カ) インターネットを利用した広報
 - (キ) コンビニエンスストアを利用した広報
 - (ク) 要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定める。
- (3) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設等の防災拠点となる施設の管理者は、次の事項に留意して あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施すること により避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保方法
- (4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難 誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障 を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避

難所に保管することが望ましい。

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および市は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、要配慮者が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者対策計画

ア 避難行動要支援者の避難行動支援

市長(救援班)は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する おそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保 を図るため特に支援を要する避難行動要支援者を把握し避難支援等関係者の協力を得て安 全に避難行動要支援者が避難を行えるよう体制の整備に努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿の作成

a 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者の所在及び実態の把握に努めるものとする。

b 名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命 又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施 するための基礎とする避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成するもの とする。

c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

前項の規定による名簿の作成に必要な限度で、関係部局が保有する避難行動要支援者に関する情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し名簿を作成するものとする。

d 避難行動要支援者対象範囲

生活の基盤が自宅にある方を基本とし、以下の要件に該当する方を対象者とする。

- (a) 要介護認定3~5を受けている方
- (b) 身体障がい者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方
 - 体幹 1~3級
 - · 上肢 1、2級
 - 下肢 1~3級
 - 視覚 1、2級
 - 聴覚 2、3級
 - 内部 1~3級
 - ・ 音声・言語・咀嚼3級
- (c) 療育手帳AもしくはBを所持する方
- (d) 精神障がい者保健福祉手帳1もしくは2級を所持する方
- (e) 人工透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方

- (f) 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方
- (g) その他支援の必要な方

e 情報の更新

毎年、名簿情報の更新を行なうものとする。また、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努めるものとする。

f 名簿情報保護

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援等を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めることとする。

(イ) 避難支援等関係者への名簿の提供

災害の発生に備え、基本法第49条の11第2項の定めるところにより、原則として、避難行動要支援者本人の同意を得て、深川消防署、深川警察署、深川市民生委員、深川市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供できるものとする。

(ウ) 個別避難計画の作成

防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(エ) 避難情報

a 避難のための情報伝達

災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、若しくは自ら災害情報を知ったときは、避難に関する情報を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。また、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を行なうものとする。

b 避難のための情報発信時期

前項の規定により、必要な通知又は警告をするに当り、要配慮者が避難のための立 退きの指示等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に 配慮をするものとする。

c 避難指示等の伝達方法

「第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画」による情報伝達手段の他、避難支援者 等による伝達など、多様な手段を用いて行うことができるよう特に配慮をするものとす る。

(オ) 避難支援者等の安全確保

災害時に避難支援を行う者は、自身の安全と自身の家族等の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じて、危険が及ばない可能な範囲で支援を行うことを基本とするものとする。また、市長は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮し、安全な活動のための知識等の周知に努めるものとする。

イ 緊急通報システム

緊急通報システム事業は、市内の要配慮者の中で、緊急事態に際し機敏に行動することが 困難な一人暮らしの高齢者等の利用基準を満たす者に対し、ペンダント型無線発信装置を押 すことや火災感知器等の作動によりダイヤルを回すことなく火災、急病等を自動的に消防機 関等(消防センター)に通報することができるシステムである。

緊急通報システムの概要

示心心がマンハージの例文				
事業名称	深川地区消防組合緊急通報システム			
	1. ひとり暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)で、身体病弱な者			
ļ	2. ひとり暮らしの重度身体障がい者			
利用者の	3.ひとり暮らしの者で突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する者			
基準	4. 寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずると認められる者を抱える			
	高齢者のみの世帯で、その介護者が身体病弱な場合			
	5. 前各号に定める者と同等以上と認められる者			
	1. 火災センサー (熱又は煙を感知し、消防センターに通報)			
	2. ペンダント型無線発信装置(利用者が装着し、緊急時にペンダントのボタ			
	ンを押すと消防センターに通報される)			
システムの	3. 緊急発信ボタン(電話機に併設され、緊急時に利用者がボタンを押すと、			
構成機器	消防センターに通報される)			
	4. ガス漏れ感知センサー (ガス漏れを感知し、消防センターに通報)			
	5. 様態確認用電話機(各種の緊急通報が消防センターと利用者間において利			
	用者が受話器を取らずに会話ができ、状況の確認が可能)			
緊急協力員	通報を受けた消防センターは、利用者の様態又は状況等の確認を行うが、問			
	いかけに応答がない場合又は利用者の様態によりシステム設置時に協力を依			
	頼した近隣の協力員に連絡して状況を確認するとともに、状況に応じた救急車			
	等の消防車両が出動する			

ウ 福祉避難所の指定

市長(救援班)は、老人福祉施設や障害福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者、さらには、医療依存度の高い要配慮者が、その状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努めるものとする。

2 社会福祉施設等の対応

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や身体に障がいのある者等のいわゆる要配慮者であるため、その管理者は施設の災害に対する安全性を高めることが重要であり、

電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、 医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努め る。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、 施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や避難計画に基づいた入所者の避難誘導に十分 配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等へ早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるよう努める。

(資料編 資料3-15 要配慮者利用施設一覧表)

3 防災教育・訓練の充実等

市や施設管理者は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の 態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。また、施設管理者は、施設の職員や入所者 が災害等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力 等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自助避難が困難な者等が入所している施 設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

4 援助活動

市は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、状態に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の確認・早期発見

災害発生後、直ちに把握している要配慮者の住所、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入所

応急仮設住宅への入所にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を 行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状態を把握し、適宜、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

5 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、次のとおりとする。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図るものとする。

- (1) 防火地域 本市では指定なし。
- (2) 準防火地域 資料編資料参照。

(資料編 資料3-18 準防火地域図)

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第9節 消防計画

この計画は、消防の任務が、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用等については、この計画の定めるところによる。なお、本節に定めのない事項については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第4条第15号の規定に基づき定めた「深川地区消防組合消防計画」によるものとする。

1 組織計画

(1) 事務機構

平常時の事務機構は、深川地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例、深川地 区消防組合消防団設置に関する条例、深川地区消防組合消防本部に関する規則、深川地区消防 組合消防団組織等に関する規則及び深川地区消防組合深川消防署規程の定めるところによる。 深川地区消防組合消防本部、深川消防署及び深川消防団の組織は別紙のとおりとする。

> (資料編 資料1-4 消防行政機構図) (資料編 資料1-5 消防職員及び消防団員の配置)

(2) 災害時の消防部隊の編成

ア 通常災害時の消防部隊の編成

消防署及び消防団の管轄区域における通常災害の場合の消防部隊の編成は、消防署においては、一個中隊又は一個小隊、消防団については、管轄する地域の分団単位を基本とする。 ただし、災害現場の状況により必要がある場合には、部隊編成の一部を減じ又は増強することができる。

イ 非常災害時の消防部隊の編成

非常災害時の消防部隊の編成は、前アの消防部隊に消防署等については、一又は二個中隊 (小隊)を増強、消防団については、隣接する地域の消防団又は分団単位で増強して消防組 合が保有する消防力を十分に発揮して、災害による被害の軽減を図るものとする。ただし、 災害の種類別及び規模によっては、屈折はしご自動車及び化学消防車等の特殊車両を出動さ せることができる。

ウ 警防本部の設置

- (ア)次に掲げる非常災害時には、消防本部に消防部隊を統括する警防本部を設置する。
 - a 大規模火災が発生又は発生するおそれがあるとき。
 - b 地震及び台風等の災害規模が甚大なとき。
 - c 火災警報が発令されたとき。
 - d その他消防事象を総合し、危険度が極めて高く消防長が必要と認めたとき。
- (イ) 警防本部は、災害の状況により現場に出動する。
- (ウ) 警防本部に警防班、予防班、総務班及び情報通信班を置く。
- エ 災害の規模及び被害の程度により、消防署の部隊と消防団の部隊は合同での現場指揮本部 を設置して、災害現場における指揮体制を確立し、統制された消防活動を行うものとする。

2 教育訓練

消防職団員の体力、資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、定期的に教育及び訓練の 実施に努めるものとする。

(1) 教育計画

消防職団員に消防の責務を正しく認識させ、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上を図って、消防職団員個々にあるいは組織に与えられた職務を組織的、かつ効率的に運営できるよう教育するものとする。

(2) 訓練計画

消防職団員が消防業務を迅速、かつ的確に遂行するために必要な技術、戦術及び行動規律についての訓練を繰り返し行い、瞬時に的確な判断のもとに災害に対応できるよう通常訓練及び特別訓練を実施するものとする。

3 災害予防

安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに 地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、もって公共の福祉の増進に資するため、防災 体制の整備を促進し、災害予防対策の強化を図るものとする。

(1) 火災予防指導計画

市内における火災予防の万全を期すため、住民に対する普及啓発を推進し、防災に関する各種団体を育成するものとする。

ア 甲種防火管理講習会の開催

- (ア) 消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく「甲種防火管理新規講習」を年1回以上開催するものとする。
- (イ) 消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく「甲種防火管理再講習」を必要に応じ開催 するものとする。
- イ 防火管理に関する団体の育成

防火対象物に係る防火管理についての火災予防団体を育成する。

ウ 危険物等の取扱いに関する火災予防団体の育成

危険物の取扱い及び液体燃料を使用する燃料機器の整備等に係る火災予防関連団体を育成する。

エ 住民防災組織の育成

幼年、少年及び婦人層の住民火災予防関連団体を育成する。

オ 予防広報活動等の推進

春・秋の火災予防運動、歳末警戒及び強風、異常乾燥時等に火災が発生するおそれのある場合、又は被害が拡大するおそれのあるときは、火災の未然防止を図るために、次の広報活動等を実施する。

- (ア) サイレンの吹鳴
- (イ) 消防車によるパトロール
- (ウ) 広報車の巡回広報
- (エ) 看板、防火ポスターの掲示
- (オ) 防火リーフレットの配布

- (カ) 団体に対する広報活動及び防火対策の指導
- (キ) その他必要な対策
- (2) 火災予防查察計画

消防職団員は、消防法の規定により、防火対象物等の防火管理及び消防用設備等の維持管理 状況を検査するものとする。

(3) 風水害、地震等の予防指導計画

台風、水害及び地震等の災害が発生した場合に人命の保護と被害を軽減するために、次のと おり必要な措置をとるものとする。

ア 管轄区域内の警戒パトロールの実施

- (ア) 風速毎秒10メートル(最大瞬間風速15メートル)以上となったときは、消防車等の巡回及び地域防災無線等の各種通信網を利用して出火防止について広報を行うものとする。
- (イ) 台風又は大雨による家屋の浸水、田畑の冠水及び土砂崩れ等の被害が発生するおそれが あるときは消防車等の巡回及び地域防災無線等の各種通信網を利用して警戒及び早期避 難等について広報するものとする。
- (ウ) 震度5弱以上の地震が発生したときは、消防車等で管轄区域内を巡回して、人命及び家屋への被害、消防水利、道路及び橋梁等の異常について巡回点検等を行うものとする。
- イ 自然災害時の各家庭及び事業所における安全対策の普及啓発の推進

災害が発生した場合に備えて、食料、寝具類、医薬品及び生活必需品等の非常用備蓄品を 常にそれぞれに備える等の広報を行うものとする。

4 火災警報発令・伝達

気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災を未然に防止するため消防法第22条の規定により、火災警報を発令し区域内からの出火防止に万全を期することを目的とする。

(1) 火災警報発令基準は次のとおりとする。

実効湿度 60%以下で最小湿度が 30%以下の場合若しくは平均風速で陸上 12m/s 以上が予想される場合。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災警報を発令しない場合がある。)

(2) 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報が発令されたときは、当該地域内における火の使用を制限し、火災の未然防止に努めなければならない。

(3) 警報の解除

管理者は、気象の状況が安定し、火災予防上危険がないと認めたときは、火災警報を解除するものとする。

(4) 警報の伝達

火災警報が発令又は解除されたときは、直ちに関係機関及び一般住民に対して、消防法施行規則第34条に規定する消防信号(サイレン)及び各種通信網を使用して伝達するものとする。

5 災害情報管理

消防組合管内及び北海道内において発生した各種災害情報を収集又は伝達し、消防部隊の適正 な運用と防災関係機関等との円滑な連携を図るものとする。

- (1) 消防署の通信指令室は、入手した災害情報により必要な部隊に出動の指令を発し、消防本部 通信指令課に連絡するものとする。
- (2) 消防署の通信指令室は、災害に係る情報を詳細に記録するものとする。
- (3) 消防署の通信指令室は、気象官署等から気象、水防等に関する予警報が発表された場合、北海道(総合振興局[防災])及び各市町防災所管課から災害対策通報があった場合は、速やかに消防署長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (4) 消防組合管内における災害が拡大し被害が甚大となると予想される場合は、予め消防応援協 定に基づく道央ブロック代表に対して災害情報を通知し、被害が拡大し消防組合単独では鎮圧 できない状況となった場合、深川地区消防組合消防計画に基づき応援要請を行うものとする。

6 警防計画

(1) 消防職団員の招集計画

火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びにその他警戒し、鎮圧 するために必要があるときは、非番及び週休の職員並びに消防団員を次のとおり招集するもの とする。

- ア 1号招集~火災警戒、救急救助等の出動により、必要な数の職員を招集するもの。
- イ 2号招集〜火災及び救急救助等の出動により、非番中隊(職員)及び所轄の分団を招集するもの。
- ウ 3号招集〜延焼火災、自然災害等で被害が拡大するおそれのあるとき、多重事故等の出動 により、週休中隊(職員)及び隣接する分団を招集するもの。
- エ 4号招集~市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合、他国からの武力攻撃等により被害が発生する恐れがある場合は、消防職団員は、自発的に所属の署所、又は予め指定された場所に参集すること。

(2) 出動計画

消防隊の出動は、警戒出動、火災出動、救急救助出動、水防出動(調査、広報出動)及び応援出動とし、地域の特殊性、消防対象物の様態又は異常気象時等を考慮して、予め出動計画を樹立し適正な消防部隊の出動及び運用を図るものとする。

ア 警戒出動

火災と紛らわしいとき、自動火災報知設備が作動したとき、放置すると火災となるおそれ のあるとき、ガス漏れ及び危険物の漏洩等で災害に発展するおそれのあるときに出動するも のとする。

イ 火災出動

火災出動は、発災地を管轄する消防署及び分団が出動する。

- (ア) 第1出動~ 火災を覚知した場合
- (イ) 第2出動~ 延焼火災危険区域内及び人命に危険がおよぶおそれのある消防対象物の 火災並びに火災規模が拡大するおそれのある場合、現場最高指揮者が指令 する。
- (ウ) 第3出動~ 火災の拡大が著しく消火活動に困難があると認められる場合、又は地理 的、水利の設置状況及び気象の状況により、さらに火災が拡大し被害が大 きくなると予想される場合、現場最高指揮者が指令する。

(エ) 特命出動~ 第3出動以上の火災に該当する場合で、さらに火災が拡大し、人的及び 物的被害が著しく、大火災に進展すると認められる場合、現場最高指揮者 が指令する。

ウ 救急出場

区域内で発生した急病、交通事故、一般負傷及び各種災害による救急事案に出場するものとする。

工 救急支援 (PA連携) 出動

ドクターへリ支援、CPA等の救急事案において、消防隊等の活動支援を必要とする場合、 発災地を管轄する消防署又は分団が出動する。

才 救助出動

区域内で発生した交通事故、火災、水害及びその他の災害において、人命の救出及び救助 を必要とする場合、消防署、消防団が出動する。

カー水防出動

台風又は集中豪雨等の異常気象時において水害が発生し、又は発生が予想される場合、消防署、消防団が出動する。

(3) 火災防ぎょ計画

延焼火災危険区域及び火災時人命等に危険が及ぶ防火対象物において火災が発生した場合に、効果的及び合理的に警防活動が実施できるよう周辺の消防水利、道路状況、建物等の構造、階数、用途及び消防隊の進入路等について事前に調査し、個々の区域及び防火対象物、並びに強風時ごとの火災防ぎょ計画を樹立しておくものとする。

(4) 救急救助業務計画

救急救助事故に対する業務計画等は、部隊活動要綱及び消防組合救急業務規程に定めるほか 次のとおりとする。

ア 特殊救急救助業務計画

特殊救急救助事故(傷病者等が10人以上の事故及び救急救助現場が特異な環境の事故等) が発生した場合に、迅速、かつ的確に活動できるよう予め次の事項について業務計画を樹立 するものとする。

- (ア) 傷病者の収容医療機関の指定及び連携
- (イ) 医療機関保有の救急車の動員計画
- (ウ) 隊員の搬送及び地域消防団の動員計画
- (エ) 現場指揮本部及び応急救護所の設置計画
- (オ) 救急救助資機材の調達及び搬送計画

イ 救急業務高度化計画

社会構造の変化や高齢化による疾病構造の変化など救急に係る環境の変化及び住民ニーズの高まりに的確に対応するために、救急資機材の高度化を進めプレホスピタルケアを充実し傷病者の救命率、社会復帰率の向上を図るため、次の事項を推進し救急業務の高度化を図るものとする。

- (ア) 高規格救急自動車及び資機材の整備
- (イ) 救急救命士の養成等、救急隊員の資質の向上
- (ウ) 医療機関との連携
- (エ) 応急手当て普及啓発活動

- (オ) 感染防止資機材の整備及び対策
- (カ) 119 番通報時の応急手当ての口頭指導

ウ 災害弱者対策

火災、急病その他の緊急時において、機敏に行動することが困難な、高齢者及び障がい者 等の緊急時の消防機関への通報手段の確保、援護及び救護体制を確保するために市の福祉関 係機関と協議のうえ、緊急通報システムの構築及び拡充に努めるものとする。

(5) 非常時の対策

消防組合は、地震等の非常時に通信の途絶、交通の遮断、消火栓の減断水の事態が発生した 場合には、被害の軽減と人命の救助のために次の対策を講ずるものとする。

- ア 災害広報を行うとともに、住民に対して火気の使用を制限し、又は禁止するなど処置を講 ずるものとする。
- イ 電気・通信施設等が途絶した場合には、区域内の警戒パトロールを実施し、電気通信施設 の復旧に努めるとともに、他の官庁及び民間企業の通信網の利用など災害情報ネットワーク の確保を図るものとする。
- ウ 建築造物の倒壊、地盤の亀裂及び沈下、橋梁の損壊等により交通が遮断されたときは、建 設機械を保有する関係機関に対し建設機械等の出動を要請して、交通障害物の除去等により 緊急出動経路の確保を図るものとする。
- エ 水道消火栓の損壊により減断水が生じた場合は、自然水利の利用を図り、遠距離送水体制 を確立するものとする。
- オ 火災、その他災害において、住民の生命、身体に危険があると予想される場合には、一定 区域内への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から立ち退きの指示を行い安 全な場所に誘導退去させるものとする。

第10節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 北海道森林管理局、北海道 風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。
- (2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

- (3) 北海道、市 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (4) 深川市、施設管理者

ア 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機 に対応できる措置を講じるものとする。

- イ 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。また、 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うもの であるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による 落下防止対策等の徹底を指導する。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
 - (ア) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (イ) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取りつけ、ロープ張り、大きなすじかいの打ち 付け等をする。
 - (ウ) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (エ) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
 - (オ) 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して風害 防止のための管理方法の周知指導を実施する。

2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・ 普及を行う。

- (1) 屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない
 - イ 窓から離れる
 - ウ カーテンを引く
 - エ 雨戸・シャッターをしめる
 - オ 地下室や建物の最下階に移動する
 - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
 - キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる
 - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

(2) 屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する
- エ 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る
- オ 飛来物に注意する

3 分野別対応策の検討

(1) 農作物·農地関係

特殊な気象条件下において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが、発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- イ 風速50m/s以上に耐える耐候性ハウスの設置
- ウ 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設 等の整備
- エ 農作物等に対する被害への対応の検討
- (2) 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第11節 雪害予防計画

豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、この計画の定めるところによるものとする。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分けにより実施分担する。

- ア 国道路線の除雪は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。
- イ 道道路線の除雪は、札幌建設管理部深川出張所が行う。
- ウ 市道路線の除雪は、市が行う。
- エ 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道㈱深川保線管理室が行う。

2 除雪作業の基準

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路では冬期間24時間体制で除雪作業を行い、交通の確保を保つ。

(2) 北海道

「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、気象状況に応じた雪道巡回の実施により降雪状況や 吹きだまりの状況を把握し、下記の除雪目標や気象条件等を考慮しながら、維持管理水準に該 当する区間や支障箇所の除雪を実施する。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、 交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線 (4.0m) 幅員で待機所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 市

区 分	車道部幅員	除雪目標		
道路除雪	5.5m未満	1 車線の路線では最低3.5m以上の幅員確保を原則とし、 夜間除雪は実施しない。		
	5.5m以上	2 車線5.5m以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施 しない。		
歩道除雪		最低1.0m以上の幅員確保を原則とし、昼間・夜間除雪は 実施しない。		

ア 市除雪出動基準

降雪量10cm以上を出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。なお、風による吹き溜まりが発生したとき、又は火災及び急病人の発生等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動する。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除(排)雪計画に基づいて主要幹線より順次除(排)雪を実施するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、 車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力(注1)の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。
 - [注1] 流下能力 どのくらいの水を流すことができるのかを表したもので、土砂がたくさんたまっているところや、川幅が狭いところ、橋脚がたくさんあるところや、川の中に木が繁っている場所などは流下能力が小さくなる。

5 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話㈱ 旭川支店は通信施設の改善、応急対策の強化等を講じると共に通信施設の整備点検を行うものと する。

6 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク株式会社深川ネットワークセンターは、 送電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

7 積雪時における消防対策

消防水利は消防活動に支障のないよう消防署(団)員により除雪を行うものとする。

8 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生が予想される 箇所には、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、標示板等により住民への周 知を図る対策を講じるものとする。

9 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する気象情報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれに定める警戒体制に入るものとする。

(1) 本部の設置

市長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めた時は、本部を設置する。

ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

イ 雪害による孤立集落の発生又は交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生 し、その規模、範囲から緊急、応急措置を必要とするとき。

第12節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 気象条件の把握

本部情報連絡室は、融雪期において関係機関の水防警報により地域内の降雪状況を適確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講じるものとする。

- (1) 市(都市建設課)及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市(自治防災係・都市建設課)は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び 避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 市(都市建設課)は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(資料編 資料3-4 重要水防区域) (資料編 資料3-6 地すべり、がけ崩れ等危険区域) (資料編 資料3-7 急傾斜地崩壊危険区域) (資料編 資料3-9 災害危険区域図その1、その2)

3 下水道等及び樋門・樋管の点検

市(上下水道課・都市建設課)は、融雪出水前に下水道等の整備及び清掃等を行い、流下能力 の確保を図るとともに、樋門・樋管等の操作、整備点検を実施するものとする。

4 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

5 水防資機材の整備、点検

市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

市長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第13節 十砂災害の予防計画

地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を 保護し、被害を最小限にとどめるための予防計画は、この計画の定めるところによる。

1 現 況

本市における危険区域は、「資料編 資料3-6 地すべり・がけ崩れ等危険区域」「資料編 資料3-7 急傾斜地崩壊危険区域」「資料編 資料3-8 土石流危険区域」に定めるとおりであり、その数は次のとおりである。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、その数は次のとおりである。

種別	危険箇所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
地すべり・がけ崩れ等危険区域	7	なし	なし
急傾斜地崩壊危険区域	1	なし	なし
土石流危険区域	3 7	3	なし

【参考】土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定条件概要

- 土砂災害警戒区域(土砂災害防止法施行令第2条)
 - 急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
 - 土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- 地滑り
 - イ 地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域)
 - ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離 (250mを超える場合は、250m) の範囲内の区域
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法施行令第3条)

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に 作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域 の下端から最大で60m範囲内の区域。

2 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が発生する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。そのため、国、北海道及び市は次のとおり予防対策を実施するものとする。

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 北海道

地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり工事を施工するとともに、定期 的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、地すべり防止区 域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ市

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するため に必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自 身による防災措置(自主避難等)などの周知・啓発を図るものとする。

3 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が発生する傾向にあり、ひとたびがけ崩れが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。そのため、北海道及び市は次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策

ア 北海道

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施 し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、急傾斜地崩壊危険区域を指定したと きは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

イ市

市の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の施設等を行うとともに、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩落防止対策

ア 北海道森林管理局・北海道

森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業(治山事業)を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採等の行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

イ 市

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について 定めるものとする。

4 土石流予防計画

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

土石流警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

イ 北海道

治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林 指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するよう指導し、治 山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるもの とする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保の ため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交 換及び連絡調整をするように指導するものとする。

ウ市

住民に対し、土石流危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常(山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り)の報告や住民による自主避難等の防災措置について周知・啓発を図るものとする。

5 警戒態勢

市長(都市建設課、農政課)は、異常降雨時等により、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当たるものとする。

警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 表層の状況
- イ 地表水の状況
- ウ 湧水の状況
- エ 亀裂の状況
- オ 樹木等の傾倒状況

6 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「第6章 第2節 避難対策計画」 の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを指示するとともに関係機関に通知 し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第14節 積雪·寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪により被害 の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して 実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

ア 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。

イ 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整 えること。

3 交通の確保

災害発生時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路 交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化 するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械 の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

ウ 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を 強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定すると共に除雪の向上を図るため、 地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(3) 雪上交通手段の確保

市及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等の確保に努めるものとする。

6 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、積雪による家屋の 倒壊や広域にわたる電力供給の遮断等の際の応急仮設住宅の整備についても、積雪のため早期着 工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生 活確保のため、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難 所の確保に努めるものとする。

7 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房器具の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も 予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の 締結などにより、必要な台数の確保に努める。

8 指定避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

9 住宅対策

市は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第15節 複合災害に関する計画

市及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

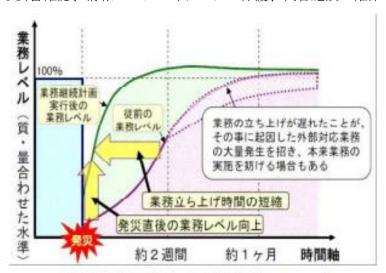
- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生中に重複して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるとともに、複数の災害予防計画を連携させた対策を行い、様々な災害に備えるよう努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 市は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に 努めるものとする。

第16節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に市町村自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

2 業務継続計画(BCP)の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の 参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時 にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業 務の整理について定めておくものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な機関に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものです。

第6章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、 それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止若しくは低減、並びに災害の拡大を防止 するための災害応急対策計画を次のとおり定める。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無 といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配 慮するものとする。

第1節 応急措置実施計画

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及びこの計画の定めるところにより、応急措置の実施責任者は所要の措置を講じ、また、市長は必要により北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施するものとする。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりとする。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等(基本法第62条)
- (2) 水防管理者(市長)、消防機関の長(消防長)等(水防法第24条及び第28条)
- (3) 消防長又は消防署長等(消防法第29条等)
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(基本法第77条)
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(第63条第3項)
- (6) 北海道知事(基本法第70条)
- (7) 警察官等(基本法第63条第2項)
- (8) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長(基本法第80条)

2 市の実施する応急措置

(1) 警戒区域(注1)の設定

市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

[注1] 警戒区域 災害による被害を防ぐために、応急・復旧対策の作業員など許可を得た者以外の出入を禁止、若しく は制限した区域。

(2) 住民等に対する周知

警戒区域の設定を行なった場合は、地域住民に対して、設定理由、対象範囲等を「第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に定める情報伝達手段により周知徹底を図るものとする。

(3) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき損失補償等の措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

市長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件(以下「工作物等」 という。)を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者そ の他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その事項について「深川市公告式条例(昭和38年深川市条例第1号)」を準用して市役所の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称及び種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(4) 障害物の除去並びに保管

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それ ぞれ次の措置をとらなければならない。

- ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者 (以下この号において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、公示す る。
- イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。(基本法施行令第27条)
- ウ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準 用し、占有者等より徴収する。
- エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

(5) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が あると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

- イ アの応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮の 下に行動するものとする。
- (6) 北海道知事に対する応援の要求等

市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

- (7) 住民等に対する緊急従事指示等
 - ア 市長は、市の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応 急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。(基 本法第65条第1項)
 - イ 市長及び消防長は水防のためやむを得ない必要があるときは、市の区域内に居住する者 又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)
 - ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)
 - エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場附近にある者に対し、救 急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の10第1項)
- (8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、前記(1)~(6)により、本市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、 負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、関係法令によるほか、 北海道市町村総合事務組合において定めている市町村消防団員等公務災害補償条例により 補償しなければならない。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、「本章 第31節 救助法の適用と実施」によるものとする。

第2節 避難対策計画

災害時において住民の生命身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1 市民の自主避難

市民は、通常と違う自然現象等により身の危険を感じた場合、自主的に避難を開始するとと もに、その旨を市に連絡するものとする。

(1) 避難路の安全確認

避難者は、任意に避難経路の安全性を確認した上で避難する。また、避難を行うことにより、生命又は身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避、垂直避難等による安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者の避難

避難支援等関係者、自主防災組織、町内会は、民生委員、ボランティア団体と協力し、要配慮者の避難を介護する。

(3) 避難時は交通事故等の二次災害を防ぐため、徒歩による避難を基本とする。

2 避難実施責任者

- (1) 市長(災害対策本部長)
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難準備情報・避難の指示区分の基準により、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立ち退きを指示するとともに、速やかにその旨を空知総合振興局長経由にて北海道知事に報告する。(基本法第60条)
 - イ アの場合において、市長が立ち退きを指示することができない場合、警察官にその指示 を要請するものとする。(基本法第61条)
 - ウ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住居者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示する。この場合、警察署長にその旨を通知しなければならない。(水防法第29条)

(2) 警察官

- ア 市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立 ち退きを指示する。その場合、直ちに市長に通知するものとする。(基本法第61条)
- イ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災、危険物の爆発等の危険な事態がある場合、危害を受けるおそれのある者に対し、避難等の措置をとることができる。(警察官職務執行法第4条)
- (3) 北海道知事又はその命を受けた職員
 - ア 洪水等による避難の指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと 判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し 立ち退きを指示することができる。(水防法第29条) イ 土石流(土石流、がけ崩れ、地すべり)による避難の指示

土石流により著しく危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと 判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し 立ち退きを指示することができる。(地すべり等防止法第25条)

ウ その他の指示

北海道知事は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、市町村が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。(基本法第72条)

エ 北海道知事は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった ときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置を市長に代わって実施しなければなら ない。(基本法第60条第5項)

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、実施すべき者がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、次のイからエの措置をとった場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ア 警察官がその場にいない場合に限り、居合わせた者に対する避難の措置等(自衛隊法第 94条)
- イ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- ウ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、他人の 土地等の一時使用及び被災工作物の除去等(基本法第64条第8項)
- エ 市長若しくはその委嘱を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、住民等 への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

市、道(総合振興局又は振興局)、北海道警察本部(警察署等)及び自衛隊は、法律又は防 災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通 報・連絡するものとする。

(2) 助言

市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門 家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 協力、援助

北海道警察は、市が行う避難の措置について、関係機関と連携し、避難者の誘導や事後の 警備措置等に必要な協力を行うものとする。

4 避難指示等の周知

市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を とることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達 を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な 情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等のその他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
言ルレ・ソレ		避難情報等
	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがか	緊急安全確保
警戒レベル5	えって危険である場合、緊急安全確保する。	※必ず発令されるものではない
	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内	
警戒レベル4	安全確保)する。	避難指示
	・高齢者等は危険な場所から全員避難(立退き	
	避難又は屋内安全確保)する。	
警戒レベル3	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外	高齢者等避難
	出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めた	
	り、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

5 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、町内会長、消防署、消防団及び警察官が協力して行うものとする。また、

避難誘導に当たる者は投光機、ロープ等を最大限に活用し、自らの安全確保に努めるものと する。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、要配慮者を優先的に避難させる。

(3) 避難の方法

避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班の単位で行うものとし、避難者自ら 行うことを原則とする。

(4) 要配慮者の避難支援

「第5章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に基づき、支援に努めるものとする。

(5) 移送の方法

避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合等、車両による集団輸送の必要が認められる場合は、本部情報連絡室、陸上自衛隊(「本節 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより派遣要請を行う。)が行うものとする。また、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、市の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難 場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず 適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市町村が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 避難所の開設

(1) 市は、災害の現象に応じて危険性を十分考慮し指定避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。さらに、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者に配慮した福祉避難所の確保に努めるものとする。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- (2) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- (3) 指定避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (4) 避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。また、連絡員は災害時優先電話及び防災無線等を使用し、本部との情報連絡を行うとともに、避難者に対しても積極的な災害情報の提供に努めるものとする。
- (5) 避難者の受入時は、「資料編 資料7-6 様式 避難所設置及び収容状況」により、避難者の把握を行うものとする。
- (6) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (7) 災害の発生が予測される場合において、早期に住民から自主避難の申出があった際には、災害状況を考慮し、地域の避難所を直ちに開設するとともに被害予測に応じて、地域住民への広報を行うものとする。
- (8) 避難所の開設基準、開設期間等については救助法が適用されたときは同法により、また適用されない場合は同法に準じて行うものとする。
- (9) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の 対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホ テルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (10) 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール 等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (11) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(資料編 資料4-2 避難場所一覧表) (資料編 資料4-3 避難所一覧表・位置図) (資料編 資料7-6 避難所開設に伴う各種様式)

9 指定避難所等の運営管理等

- (1) 避難所の運営管理については、避難所担当の市職員を避難所の運営責任者(以下「運営責任者」という。)とし、自主防災組織、町内会、施設の管理人、ボランティア団体等の代表者によって組織される避難所運営委員会を立ち上げ、運営を行うものとする。
- (2) 運営責任者は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、本部情報連絡室に報告を行うものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

- (4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国及び道への報告を行うものとする。
- (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベッドの早期導入や簡易トイレ、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物 資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等によ り、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (9) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を 集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のた めの拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (10) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
 - 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、 応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっ せん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (12) 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携 して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対 策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- (13) 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- (14) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (15) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、 十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努 めるものとする。
- (16) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。
- (17) 市は避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

10 北海道(空知総合振興局)に対する報告

- (1) 避難の指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに空知総合振興局長に報告するものとする。(市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。)
 - ア 発令者
 - イ 発令理由
 - ウ発令日時
 - エ 避難の対象区域
 - 才 避難先
- (2) 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告するものとする。
 - ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 収容状況、収容人員
 - ウ 炊き出し等の状況
 - エ 開設期間の見込み
- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告する。

11 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定 避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等 を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に 対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、 自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

市は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設(ホテル、旅館等を含む)の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設(ホテル、旅館等を含む)のマッチング
- カ 施設(ホテル、旅館等を含む)への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

12 広域一時滞在

- (1) 市内被災住民の道内市町村への一時的な滞在
 - ア 市長は、災害発生により、市内の被災住民について、道内の他の市町村における一時的 な滞在の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協 議を行うものとする。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合は、知事に助言を 求めるものとする。
 - イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。 ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものと する。
 - ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被 災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。
 - エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する 機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。
 - オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道 内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する ものとする。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに 市長に事務の引き継ぎを行うものとする。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了し たときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置につい て、市長に通知する。

(2) 道内市町村被災住民の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被 災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、 被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長 に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知するものとする。 なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたと きは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知するものとする。

(3) 市内被災住民の道外への広域一時滞在

市長は、災害発生により、被災住民が道外の他の市において一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

(4) 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在より居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮するものとする。

第3節 救助救出計画

災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任

(1) 市(消防機関)

市(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)は、災害により生命、身体が 危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医 療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容する。また、市は、他の市町村等の応援が必要 と判断した場合には、災害時相互応援協定締結先の市町村及び北海道へ協力を求めるものと する。

(2) 北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に 応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、市のみでは実施でき ない場合の救助救出を実施する。

(3) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震、台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合
- (5) その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

市、北海道及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に、発災後72時間は、救助を必要とする被災者が生存している可能性が高いとされることから、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況) (資料編 資料7-6 避難所開設に伴う各種様式) (資料編 資料7-7 被災者救出状況記録簿)

第4節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

北海道警察は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

(1) 北海道警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達等は次により行うものとする。

深川警察署	23-0110
駅前交番	$2\ 2-1\ 5\ 2\ 0$
一已駐在所	$2\ 2-1\ 5\ 3\ 0$
音江駐在所	25-1540
納内駐在所	24 - 2351
更進駐在所	29 - 2151
稲田駐在所	25-1250
多度志駐在所	27 - 2151
鷹泊駐在所	28 - 2151

(連絡責任者) 市役所 総務課自治防災係 26-2215 災害時優先電話 (22-3549)

市役所から関係 機関、住民への連 絡は、「第4章 第 3節 災害情報収 集伝達及び伝達計 画」の定めるとこ ろによる。

(2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに市長に通報するものとする。

3 事前措置に関する事項

- (1) 市長(本部情報連絡室)が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。)により警察署長を経て、方面本部長に対して行うものとする。
 - ア 派遣を要する理由
 - イ 派遣を要する職員の職種別及び人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他派遣についての必要事項
- (2) 市長の要求により行う事前措置

警察署長は、市長からの要求により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあっては、市長が当

核措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

住民の避難に当たっては、市及び消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、「第6章 第2節 避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。また、被災により無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、 直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあっては、市長は当核措置の事後処 理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項並びに同法第65条第2項の規定に基づき、応急 公用負担(人的物的公用負担)を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、防災関係機関と協力し被災者の救出・救助活動を実施するとともに、負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて市長の行う遺体の捜索等災害活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有するものとする。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、市長と打合せを行うものとする。

10 災害時における交通規制に関する事項

- (1) 警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、 また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき 歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第5節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動 を迅速に実施するための交通応急対策は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

- (1) 北海道公安委員会(北海道警察)
 - ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
 - イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
 - ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (2) 北海道開発局(札幌開発建設部)
 - 一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。
- (3) 北海道(札幌建設管理部)
 - ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等 を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
 - イ 交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は 制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確 保に努めるものとする。
 - ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について市町村の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(4) 市及び消防機関

- ア 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認め

るときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令 の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら その措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度 において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措 置を実施すること。
- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。
- (6) 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の 状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 損壊、又は通行不能となった道路名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- (2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、次の方法により交通規制を実施する ものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行う ことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- (3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その 他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の 区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 車両の確認

空知総合振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策 に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、空知総合振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

エ 緊急通行車両

- (ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、 次の事項について行うものとする。
 - a 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 事前届出制度の普及等

北海道、市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に 交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のため の事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を 図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益 上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車 両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア 確認手続

- (ア) 警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であること の確認を行うものとする。
- (イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両 通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- (7) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現 に使用中の車両
- エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的の ため使用中の車両
 - (ア) 道路維持作業用自動車
 - (イ) 通学通園バス
 - (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - (エ) 電報の配達のため使用する車両
 - (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
 - (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域 道内全域

イ 対象道路 既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必 要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、 北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,710kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

エ 北海道緊急輸送路において指定されている路線は、「資料編 資料 3 - 11 緊急輸送ネットワーク指定路線図」による。

第6節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の 移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「緊急輸送」という。)を迅速確実 に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長(本部情報連絡室・土木施設班)(基本法第50条第2項)
- (2) 救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 緊急輸送の方法

(1) 車両等による輸送

緊急輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し、 又は民間の借上げを行うなど、緊急輸送に万全の体制をとること。

- (2) 道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、北海道旅客鉄道株式会社に協力を要請し輸送を実施するものとする。
- (3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力又は、 雪上車による輸送を行うものとする。

(4) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、市長は、北海道 (危機対策課防災航空室)に対し、北海道消防防災ヘリコプター、又は、自衛隊所管の航 空機による航空機輸送の要請を行うものとする。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

(資料編 資料4-7 ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準)

(5) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者に対する食料の供給等の必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

3 輸送拠点の確保

(1) 物資輸送拠点

生きがい文化センター駐車場、総合運動公園駐車場、ふかがわ道の駅を物資輸送拠点とするが、災害の状況などにより別に確保するものとする。

4 緊急輸送の対象及び優先順位

緊急輸送活動にあっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
• 人命救助	・(第1段階の続行)	・(第1、2段階の続行)
・被害の拡大防止	・食料・水等の輸送	• 災害復旧
・ライフラインの復旧	・被災者の救出搬送	• 生活必需品物資輸送
・交通規制	・応急復旧	

5 緊急輸送の実施

土木班は、緊急輸送の経路となる道路・河川等の確保のための対策を行うとともに、緊急輸送経路の被害状況を随時、本部情報連絡室に報告するものとする。本部情報連絡室は、被害状況を考慮し緊急輸送を実施するものとする。

6 災害時における緊急輸送車両の交通確保

(1) 緊急輸送道路の指定

「資料 3-11 緊急輸送ネットワーク指定路線」による。

(2) 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や深川建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く市内の道路、橋梁等の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。なお、地震をはじめとしたあらゆる災害を想定し、事前に住宅や電柱など倒壊による道路封鎖要因の排除を図るなど、緊急輸送道路の確保に努めるものとする。

(3) 緊急輸送道路等の応急対策活動

市内の国道、道道等、深川市以外の道路管理者に属する道路が破損等により通行に支障をきたす場合には、すみやかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、すみやかに緊急輸送等の確保を図るとともに、深川建設業協会との協定に基づく協力を得ながら指定路線を優先に応急復旧を行う。

(4) 緊急輸送業務に従事する車両の表示

市長は、基本法第76条の規定に基づき、空知総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を 行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部(班)において使用する車両ごとに、「本章 第 5節 交通応急対策計画」における「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を当該車両の前面 に標章を掲示するものとする。 (資料編 資料3-10 市保有車両一覧表)

(資料編 資料3-11 緊急輸送ネットワーク指定路線図)

7 燃料の調達

災害輸送に要する燃料は、市内の小売業者又は卸売業者から調達するものとする。

8 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況) (資料編 資料7-14 輸送記録簿)

第7節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長(福祉班)
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- (3) 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- (4) 施設で調理することができない要配慮者利用施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者(※)
- (6) 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人(※)
 - (※ これらの者は、救助法の実費弁償の対象外である。)

3 需要の把握

避難者、災害対策要員等の食料供給必要数は、各担当班で把握を行い、福祉班は、各部各班からの報告等により必要な量を把握する。

4 食料供給の方法

(1) 品目

供給品目は、米飯、おかゆ、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、要配慮者 及びアレルギー保有者等に配慮した供給を行うものとする。また、人工栄養を必要とする乳 児は粉ミルクとする。

(2) 食料の確保、供給方法

ア 食料の確保

食料の確保は、深川市多目的低温倉庫内にある深川市防災備蓄保管庫において備蓄している非常用食料のほか、「防災備蓄品の保管及び災害時における米穀の供給等に関する協定」に基づき、きたそらち農業協同組合に要請するほか、市内小売又は卸売業者から購入するものとするが、市内だけでは確保が困難なときは、北海道又は道内市町村に対して食料供給を要請するものとする。

(資料編 資料3-12 非常用食料備蓄状況)

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

イ 供給方法

米飯給食をする場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、下記の学校給食施設及び「資料編 資料4-3 避難所一覧表・位置図」の給食能力を有した施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として「本章 第25節 労務供給計画」に定めるとおり住民組織等の協力を求める。

≪学校給食施設≫

施 設 名	所 在 地	炊出能力	電話番号
北空知圏学校給食センター	深川市開西町1丁目6番4号	2,200食×3回/日	23-5533

ウ 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については、車両等によるものとし、「本章 第6節 輸送計画」及び「本章 第25節 労務供給計画」により措置するものとする。

エ 食料の配布

- (ア) 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所において実施する。
- (4) 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配布する。
- (ウ) 食料の配布については、避難所運営委員会、町内会、自主防災組織、ボランティア団 体等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

5 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しは、福祉班が担当する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、深川市赤十字奉仕団、婦人団体等の協力を得て学校給食施設、その他給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

なお、必要によっては、パン給食を行うものとする。

(3) 避難者による炊き出しの方法

調理設備を有する避難所においては、避難所運営委員会もしくは、自主防災組織を中心と して可能な限り避難者による炊事に努めるものとする。

なお、食材等については福祉班が調達するものとする。

6 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況) (資料編 資料7-8 炊き出し給与状況)

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第8節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となった場合に、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 実施責任者

市長(給水・下水道班)が実施し、救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任 により実施するものとする。

(2) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。(飲料水は1人1日3リットル)

(3) 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車及び消防水槽車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 給水方法

給水班は、関係機関に協力を求め、次により被災地域への給水を行う。

(1) 対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

(2) 優先給水先

水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を 行う。

- ア 救護所
- イ 病院
- ウ 要配慮者利用施設
- 工 避難所
- (3) 水道施設に被害のない場合

給水車及び消防水槽車等によって給水する。消防大型水槽車以外で水槽を有する消防車両にあっては、飲料用以外の生活用水を給水する場合のみ使用するものとする。

(4) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合 被災地域は直ちに断水し、関係市民に被害状況を周知徹底させ、給水車、消防水槽車等給 水用資機材により搬送給水する。

(5) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

近隣市町に要請して、飲料水の供給輸送を受ける。搬送給水は、給水車、消防水槽車等及 び給水容器によるトラック輸送のほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

3 給水の基準

(1) 水道施設

施設名	所 在 地	給水可能量	給水可能人口	給水区域
上水道	北空知広域水道企業 団より受水	13,333㎡/日	29,000人	市内全域 (更進地区除く)
	音江町吉住	66 m³/ 日	132人	更進地区

(2) 給水目標

災害発生からの期間	目 標 水 量	水 量 の 根 拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準 を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

4 給水資機材保有状況(市·消防)

(資料編 資料4-4 給水資機材保有状況)

5 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設、福祉施設等緊急を要するものから優先的に、指定水道工事業者の協力を得て行うものとする。特に大規模災害等により、長期断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

- (1) 施設の点検、被害の状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 住民への周知活動を行う。

6 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町に対し、飲料水の供給の実施又は、これに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

被害状況により、日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定 に基づき事務局である旭川市に応援を要請するものとする。

> (資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

7 給水の記録

応急給水を実施した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況) (資料編 資料7-10 飲料水の供給簿)

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第9節 衣料·生活必需品物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の、被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、市長が北海道知事の委任により実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長(管理・調査班)が行うものとし、物資の調達が困難なときは、北海道知事にあっせん及び調達を要請する。

2 実施の方法

- (1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。
- (2) 市長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。
 - ア 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - イ 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた人
 - ウ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
 - エ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具 (タオルケット、毛布、布団等)
- イ 外衣(洋服、作業衣、子供服等)
- ウ 肌着(シャツ、パンツ等)
- エ 身の回り品 (タオル、靴下、サンダル、傘等)
- オ 炊事道具 (炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- カ 食器(茶碗、皿、箸等)
- キ 日用品(石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等)
- ク 光熱材料 (マッチ、プロパンガス等)
- ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

4 物資需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

5 備蓄・調達方法

- (1) 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量を、市において備蓄保管するものとする。
- (2) その他物資の調達にあっては、あらかじめ市内の各衣料品店及び日用品取扱店と協議し、緊

急時に速やかに対応が可能となるよう、災害に備えるものとする。

- (3) 要配慮者に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。
- (4) 市内で調達が困難な場合は北海道知事に依頼し、調達するものとする。

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

6 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各避難場所等を配給場所として、避難所運営委員会、町内会、ボランティア等の協力のもと迅速かつ的確に分配する。

(2) 給与又は貸与の方法

ア 市長は、被災世帯調査票等に基づき救助物資購入(配分)計画を立てるものとする。

イ 市長は、調達物資を物資受払簿により整理のうえ、物資給(貸)与簿により被災者に給 (貸)与するものとする。なお、救助法による救助物資その他の義援物資とは、明確に区 分し処理するものとする。

ウ 給(貸)与の物資は生活に必要な最小限のものとする。

7 義援金品の取扱

市に送付された義援金品の取扱は、広報・調整班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適切かつ正確に行うものとする。

8 給与及び貸与にかかる実施状況の記録

衣料生活必需品等物品の給与等を実施した場合、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況)

(資料編 資料7-9 世帯構成員別被害状況、物資購入(配分)計画表

物資の給与状況、物資受払簿、物資給与及び受領簿)

9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第10節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料(LPGを含む)の供給に 関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長(広報·総務班)

市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

(2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施するものとする。

2 石油類燃料の確保

- (1) 燃料等の調達にあっては、あらかじめ空知地方石油協同組合北空知分会加盟の石油類燃料取 扱店と協議し、緊急時に速やかに対応が可能となるよう、災害に備えるものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。
- (3) LPGについては、「災害等の発生時にける深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定書」を締結している北海道エルピーガス災害対策協議会 により供給を受けるものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

3 緊急時の連絡体制

緊急連絡先:空知地方石油協同組合北空知分会

事務局 丸太松井商店 TEL0164-23-3017

第11節 電力施設災害応急計画

第1 基本方針

電力施設災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、電力施設災害を未然に防止し、 または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1)北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となり災害予防措置 を講ずるものとする。
 - イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構 成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
 - ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、 災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2)北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

- ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行う ものとする。
- イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、 関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4)市

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理を行う。

(5) 防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機 関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる 電源を確保するものとする。
- ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う ものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する

ものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状 況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6)病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備する とともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとす る。

第3 災害応急対策

1 情報通信

電力施設災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係 機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行 うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、 情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、電力施設災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、電力施設災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより 災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、電力施設災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

- (4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となって災害応急 対策を講ずるものとする。
 - イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対 策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
 - ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

電力施設災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。 その他、電力施設災害時における医療救護活動については、第6章第14節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第5節「交通応急対策計画」の定めによるほか、 次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2)道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

電力施設災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第6章第2節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

- (1)緊急的な電力供給
- ア 市は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の 設置状況を踏まえ、関係機関を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、 電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
- イ 市は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の 上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電 源車等の配備を行うなど、重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2)通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有してる被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

市は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域(高台や集合住宅)への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び市は、電力施設災害時における石油類燃料の供給については、第6章第10節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第6章第27節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、 災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要 請するものとする。

13 広域応援

道、市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第12節 ガス施設災害応急計画

本計画は、ガス施設(埋設管等)のガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧によってガスの早期供給再開を目指し、公共施設の機能を維持することを目的とする。

1 非常災害の事前対策

ガス事業者は、ガス事業法第64条第1項に基づき保安規定を定め、技術上の基準に適合するように工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

(1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、 その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機 関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を 講じておくものとする。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
- (ウ) 非常持出品の搬出整備
- (エ) 建物の補強
- (オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
- (カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。

- (ア) 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防 について応急施策を講じこれの強化を図る。
- (イ) 配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、 又道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置すること。
- (ウ) 電気設備、電話線等の保守
- (エ) その他設備毎に対策をたてて強化を図る。
- (3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立して おく。

イ 社外者(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 道に応援を要請する場合は、道の災害対策(連絡)本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車輌等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓 発盲伝を行い事故防止に努める。

- ア無断ガス工事を禁止する。
- イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。
- ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

2 ガス施設応急対策

- (1) 市が実施する対策
 - ア 被害状況の把握
 - イ 掘削工事を伴う場合は、他の占有物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混乱しないための調整の実施
 - ウ 住民の広報活動
- (2) ガス事業者が実施する対策

ガス事業者は、ガス事業法第64条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、「災害等の発生時における深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書」に基づく応急復旧対策を行うとともに、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

- ア ガス施設の点検、破損箇所の早期発見及び緊急措置
 - (ア) ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
 - (イ) 被害が大規模な地域にあっては、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部地域(ブロック)のガスの供給を停止した後、応急復旧活動を実施する。
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、市と協力して住民に避難措置を行う。
- ウ 復旧人員の確保

当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した場合は、直ちに、ガス事業者間の応援協定に基づき、応援を要請する。

- エ 復旧資機材の調達
- オ 受入側にあっては、応援ガス事業者の受入体制の整備、応援側にあっては、適時、適切な応援体制の整備を行う。
- カ 住民が実施する対策

ガス施設の損壊を発見したり、ガス臭を感知した場合は、直ちにガス事業者又は市へ通報を行う。

3 ガス施設(埋設管)応急供給計画

事業者は、復旧計画を立案し、応急供給計画を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等の重要施設の早期復旧を実施するとともに、早期供給再開に努めるものとする。

4 緊急時の連絡体制

「災害等の発生時にける深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書」

緊急連絡先:北海道エルピーガス災害対策協議会 事務局 空知ガス㈱ 160164-22-3911

(資料編 資料 5 - 1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料 5 - 2 北海道防災協定一覧表)

第13節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、市(給水・下水道班)及び北空知広域水道企業団は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、「日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定」及び「深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定」に基づき、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。なお、十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求めるものとする。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

市(給水・下水道班)及び北空知広域水道企業団は、水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市(給水・下水道班)は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に 支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め 定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。なお、十分に 災害応急対策を実施できない場合は、市内の民間企業に協力を求めるものとする。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 管渠(注1)施設については、土砂の除去、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水 機能の回復に努める。
 - [注1] 管渠 かんきょ。主に給排水を目的として造られる水路のうち、小規模な溝状のものの総称を溝渠(こうきょう) と呼ばれ、その状態等により、開渠(かいきょ)・明渠(めいきょ)、暗渠(あんきょ)、側溝(そっこう) などに区別され、開渠と暗渠を管渠(かんきょ)と呼ぶ。
- オ 処理場・ポンプ場施設については、非常用電源の確保や仮設ポンプ、仮配管等の設置により、処理機能の回復に努める。
- カ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

市(給水・下水道班)は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、応急復旧までの対処法等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 応援体制

(1) 「日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定」 公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会連絡体制表

公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会区長旭川市役所 Tm0166-24-3160 (水道局)



応援要請

第5ブロック代表都市 深川市役所 Th 0164-26-2365 (上下水道課)



ブロック間相互応援

第5ブロック

沼田町役場

Tel 0164-35-2111

妹背牛町役場 Tal0164-32-2411 北空知広域水道企業団 企業長 深川市長 事務所(沼田町) Tm.0164-35-1878

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

(2) 「深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定」

緊急連絡先:深川水道設備業協会

事務局 ㈱山一工業 TEL0164-22-5205

(3) 自衛隊への派遣要請

ア派遣要請基準

災害に際して、上下水道の応急対策が市(給水・下水道班)の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。

イ 派遣要請要領

「本章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」によるものとする。

第14節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合における医療・助産は、北海道知事及び北海道知事の委任を受けて日本赤十字社北海道支部が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合の医療・助産は、市長(医療班及び救援班)が実施する。道に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (3) 上記(1)及び(2)については、深川医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の 発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を構ずるよう関係部班に指示するものとする。

3 医療救護対策

- (1) 医療救護実施の方法
 - ア 医療救護を実施する際は、医療班を編成するとともに、医療救護所を設置して実施する ものとする。
 - イ 医療班は、深川市立病院職員をもって編成することを原則とするが、必要に応じ民間の 医療機関及び看護師をもって編成することができる。
 - ウ 医療班の編成基準は、医師1人を長とし、看護師2人、事務職員1人及び補助者1人の 計5人とする。
 - エ 医療班の編成は、深川市立病院がその都度決めるものとするが、市民福祉部と緊密な連絡をとり判断するものとする。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所は、次に掲げる施設内に設置することとするが、必要により現地の公共施設等を使用するものとする。

医療救護所として指定する施設 (深川市災害対策現地医療救護所)

施 設 名	所 在 地	電話番号	収容人員
深川市立病院	深川市6条6番1号	22-1101	50人
深川市立納内診療所	〃 納内町3丁目8番88号	24-2411	_
深川市立多度志診療所	〃 多度志1188番地	27-2001	

4 関係機関に対する出動要請

(1) 深川医師会

ア 市長は、災害の規模等により、深川市立病院職員での医療班編成が困難な場合は、「北空 知地区災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、深川医師会長に対し医療班の編 成及び出動要請を行う。

- イ 要請場合には、次の項目を通知する。
 - (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - (イ) 出動の時期及び場所
 - (ウ) 出動を要する人員及び資機材
 - (エ) その他必要な事項

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

(2) 北海道

市長は、災害による傷病者が北空知管内の医療関係者のみでは、診療不可能であると判断したときは、道に対し医師及び看護師等の派遣を要請するものとする。さらに災害急性期(発災後おおむね48時間以内)においては、災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請を行うものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

5 患者の搬送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、市、道又は救護班が確保した車両により搬送する。また、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、若しくは、緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

6 避難所での医療活動

- (1) 健康管理及び巡回診療班の実施
 - ア 救援班は、避難所に保健師等を配置し、被災者の健康管理にあたると共に、避難生活が 長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作 成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。
 - イ 医療班は、班長が必要と認めた場合は、医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡 回医療班を編成し、避難所等において健康診断及び検病調査を行うものとする。

また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。

7 医療品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具の確保は、救援班 (健康福祉課) において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、北海道知事に 対しあっせんを要請するものとする。

(資料編 資料4-5 医療品等調達先一覧表)

8 関係医療機関の状況

「資料編 資料1-7 医療機関一覧表」のとおり

9 医療救護活動の記録

医療救護活動を実施した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況)

(資料編 資料7-11 救護班活動状況、病院診療所医療実施状況、助産台帳)

10 費用の限度

救助法施行細則の定めるところによる。

11 緊急時の連絡体制

緊急連絡先: (社) 深川医師会 150164-23-4406

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

第15節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長が北海道知事の指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事に 応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長は次の班等を編成するものとする。

- (1) 市長は、ねずみ及び昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。 また、防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2~3名をもって編成するものとする。
- (2) 防疫班の編成

市長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班 名	班 長	班員
市民・環境衛生班	市民生活課長	環境衛生係

※ 防疫班の活動範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

3 感染症の予防

(1) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、防疫班は町内における道路溝 渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

アごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分するものとする。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

イし尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により 不衛生にならないよう処分する。

(2) 消毒方法

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

- イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、逆性石鹸(オスバン、ハイアミン等をいう。)を 用い1日1回以上実施する。
- ウ 井戸の消毒は、その水 1 m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分かくはんした後 2 時間以上放置させて使用させるものとする。なお、水害等で汚水が直接

入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは消毒のうえ、井戸替えを施さないと使用させないものとする。

エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について、速やかに、これを実施する。

(3) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の 消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は状況に適した薬剤にて行うよう指導する。

(4) 患者等に対する措置

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき、保健所と連携して患者等への対応を行うものとする。

(5) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、北海道知事(保健所長)の指示を 受け、予防接種を実施するものとする。

(6) 避難所等の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けさせるものとする。

イ 清潔の保持、消毒方法等の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗たく場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所に配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了したものをもって充て、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、ちゅう芥(注1)等の衛生的処理についても、十分指導徹底させるものとする。

〔注1〕ちゅう芥 台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

4 防疫資機材の調達

災害時において、市が所有する防疫資機材等を使用して不足をきたした場合は、隣接市町村より借用するものとする。

5 家畜及び畜舎の防疫

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

第16節 廃棄物等処理計画

災害における被災地のごみの収集、し尿収集処理、死亡獣畜の処理等に関する事項は、この計画の定めるところによる。ただし、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「第6章 第22節障害物除去計画」による。

1 実施責任者

- (1) ごみ及びし尿処理
 - ア 被災地におけるごみ及びし尿収集処理は、地域住民の協力を得て、市長(市民・環境衛 生班が担当)が実施するものとする。
 - イ 市長は、災害による被害甚大で市のみで処理することが困難な場合は、隣接市町又は北 海道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの)の処理 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者にお いて処理することが困難なときは、市長(農林班)が実施するものとする。

2 廃棄物処理班の編成

- (1) 廃棄物処理作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等を必要に応じ編成し、 処理に当たるものとする。
- (2) 作業にあたっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処理の方法

ア収集

災害地の住民に協力を要請し、市ごみ処理基本計画に沿った分別収集を行い、生ごみ及び感染病の源となるものから順に収集するものとする。一般的なごみは、その後に収集するものとする。また、災害の状況により本市の収集能力からして完全に収集することが困難な場合は、一般車両、又は、民間業者の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

イ 処理

収集物の処理は、市の一般廃棄物最終処分場若しくは北空知衛生センター組合内ごみ処理施設を使用するものとする。また、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理施設にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 災害時の廃棄物処理施設への一時期の多量搬入は、その処理が困難となる場合や交通 の確保が困難である場合等が考えられるため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置 場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きする方策を講じる ものとする。
- (4) 仮置場は、河川敷等の公共広場を優先して指定し、また、腐敗、悪臭、害虫、汚染等

が発生しないよう管理を徹底するものとする。

エ 適正処理が困難な廃棄物

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、平常時に市では収集、処理していないもの、アスベスト等有害物質を含む廃棄物とし、産業廃棄物に該当するものは、基本的に平常時と同様に排出者の責任として受入可能な処理先に持込む等して処理するものとする。

(2) し尿の収集処理の方法

ア収集

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽 内量2~3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の 状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

イ 北空知衛生センター組合のし尿処理施設を使用して完全処理に努めるものとするが、処理能力を超える場合は一時貯留し、後日処理する。

3 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。 共同便所は、市所有の移動便所を使用するが、なお不足する場合は土木施設班の協力を受け、 必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならないよう配慮するも のとする。

4 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市が実施するものとし、近隣市町の死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、交通途絶等により死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合には、保健所の指導のもとに埋却及び焼却等の方法で処理する。なお、埋却する場合は、1 m以上覆土するものとする。

第17節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

市は、地域における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲及び収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

(資料編 資料7-6 避難所開設に伴う各種様式)

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。

第18節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育 (注1) は、この計画の定めるところによる。

[注1] 応急教育 学校教育が正常化されるまでの間、被害状況等に応じ休校、短縮授業等を実施すること。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校及び幼稚園における応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策は、教育委員会 (教育対策班) が行うものとする。
- (2) 学童保育所の応急対策は、市長(社会福祉課)が行うものとする。
- (3) 救助法が適用された場合の救助は、北海道知事の委任を受けて市長(教育対策班)が実施するものとし、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。
- (4) 幼稚園における教育の確保については、当該学校運営法人が行うものとする。
- (5) 道立高校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、北海道知事及び北海道教育委員会が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と 協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 周知の方法

体校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、その他確実な方法で各児童・生徒に徹底させる。また、登校後、児童・生徒を帰宅させる場合は、集団下校することを原則とし、教師が付き添うなど児童・生徒の保護に留意するものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の 方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設のあっせんを要請する。

(3) 教育の要領

災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努めるものとする。災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。なお、特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒等の過度の負担に ならないよう配慮する。
- イ 授業の場所が公共施設等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒 等の安全確保に留意する。
- ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集 団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。
- エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒等の指導・管理に注意するとともに、 避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒等に生じやすい心理的な障害に十分配慮し、児童及び生徒の心のケアを図るものとする。

(4) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡を とり教職員の確保に努め、教育活動に支障を来たさないようにするものとする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で 教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

- (2) 支給品名
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、市内の教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。また、市内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

市内の文房具店等から購入するものとし、調達が困難なときは、北海道知事及び北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、 各学校長を通じて対象者に支給する。 (5) 救助法が適用されない場合 被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 学校給食対策

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり応急処理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期するものとする。
- (2) 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶するものとする。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施するものとする。
- (4) 必要に応じて教職員・児童・生徒の予防接種・健康診断等を実施するものとする。

6 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び深川市の文化財保護に関する条例等による文化財 (有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は 常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する深川市教育委員会 に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

7 学用品の給与状況記録

学用品の給与を行った場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-16 学用品の給与状況)

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第19節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、 住宅の応急修理などの住宅対策は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が 行うものとする。

(2) 市長

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施するまた、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事からの委任を受けて実施することができる。

2 避難所

市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第 2節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

3 公営住宅等のあっせん

市長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんするものとする。

4 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅 を建設する。

- (1) 入居対象者
 - ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
 - イ 居住する住家がない者であること。
 - ウ 自らの資力で住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤 労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行うものとする。

(4) 建設戸数(借上げを含む。)

市長の要請に基づき、北海道知事は設置戸数を決定するものとする。

(5) 建設用地

建設予定地は、原則として市有地とする。ただし、これによりがたい場合は、適当な公有地又は私有地とする。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

- ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2~6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。
- イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3カ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。
- ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(資料編 資料7-17 様式1 応急仮設住宅台帳)

(7) 維持管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委任を受けた 市が管理するものとする。救助法が適用されない場合、市が維持管理を行うものとする。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、応急修理を実施するものとする。

- (1) 応急修理を受ける者
 - ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
 - イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。
- (2) 応急修理実施の方法
 - 応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。
- (3) 修理の範囲と費用
 - ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。
 - イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(資料編 資料7-17 様式2 住宅応急修理記録簿)

6 災害公共住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。
 - ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な天然現象による災害の場合
 - (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - (イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - (ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅の1割以上のとき
 - イ 火災による場合
 - (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業 主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 当該災害発生後3年間は、月収214,000円以下(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)で、深川市営住宅条例で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の災害を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

- エ 国庫補助金
 - (7) 建設、買取りを行う場合標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
 - (イ) 借上げを行う場合共同施設等整備費の2/5

7 施工及び資材等の調達

応急住宅の建設又は応急修理のための資材、暖房用燃料等の調達は、原則として市内の建設、 木材業者を指名する。ただし、建築資材の調達が困難な場合は、北海道にあっ旋を要請するも のとする。

8 費用及び期間

応急仮設住宅及び住宅の応急修理のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね「第6章 第31節 救助法の適用と実施」のとおりである。

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、それを記録しておくものとする。

10 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第20節 被災宅地安全対策計画

市内の区域内において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図るために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に判定士の派遣等の支援要請をするものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道部に置き、次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地にかかる被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努めるものとする。

第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡したと推定される 者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長(福祉班)

救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定 される者とする。

(2) 実施の方法

行方不明者の捜索は、市長が警察官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班 を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

(3) 捜索要請

市において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、その検死後に処理に当たるものとする。

4 遺体の収容処理方法

(1) 実施者

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。また、身元が判明しない場合又は遺族等により身元確認が困難な場合又は引き取り人がいない場合は、市長が実施する。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができないものについては、 市長が行うものとする。

(2) 遺体の収容処理

ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をし、また、遺体の撮影等により 身元確認の措置をとるのとする。

イ 遺体の一部保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、遺体を特定の場所(市内の寺院、公共施設又は公園等遺体の収容に適当な場所)に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ検案

遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

(3) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。なお、遺体安置場所の選定にあたっては、次の点に留意して決定する。

- ア 室内施設であること
- イ 一時避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ウ 検死等が可能な一定の広さを有する施設
- エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

5 遺体の埋葬

災害の際死亡した者で市長が必要と認めた場合、応急的に遺体を埋葬するものとする。埋葬 に当たっては、次の点に留意する。

- ア 事故死の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。
- ウ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅病人及び行旅死 亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により処理する。
- エ 市長は、埋葬の実施が自ら出来ないと認められる場合は、関係機関の協力を得て行うも のとする。

6 他市町村から漂着した遺体の処理

被災した他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。ただし、 被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取 ることができない場合には、市において処理するものとする。

- (2) 遺体の身元が判明していない場合
 - ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元 が判明した場合と同様に処理するものとする。
 - イ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人(注1) 扱いとする。
 - [注1] 行旅死亡人 遺体の氏名又は本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手がいない死者

7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

8 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

8 火葬場の状況

(資料編 資料4-6 火葬場及び埋葬場所の状況)

9 埋葬場所の状況

(資料編 資料4-6 火葬場及び埋葬場所の状況)

10 実施状況の記録

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画を実施したときは、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況)

(資料編 資料7-12 遺体の捜索状況記録簿、遺体体処理台帳、埋葬台帳)

11 費用の限度

救助法施行細則の定めるところによる。

第22節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常の生活に支障のないよう処理するための対策は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、市長(土木施設班)が行う。ただし、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 鉄軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- ア 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- イ 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- ウ 河川における障害物の除去は河川の流水をよくし、溢水を防止し、又は護岸等の決壊を 防止するため必要なとき。
- エ その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地を利用し集積するものとする。 ただし、集積する場所については、次の点に留意する。
 - ア 住民の生命、財産等に被害を与えない場所。
 - イ 盗難等の危険のない場所
 - ウ 交通の障害とならない場所
- (2) 市は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 障害物の保管等

(1) 市長は、応急措置の実施に支障となる工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。(基本法第64条第2項)

- (2) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。(基本 法施行令第26条)
- (3) 保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管することとする。この場合、売却の方法及び手続は競争入札又は随意契約による。(基本法施行令第27条)

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、第6章第5節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

7 実施状況の記録

住家の障害物を除去した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-13 障害物除去の状況)

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木 対策は、この計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

(2) 被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置 及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

- (ア) 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- (4) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、市及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急復旧を実施する

ものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び深川市地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るよう努めるものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

第24節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料を円滑に確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

家畜飼料の円滑な確保は、市長(農林班)が行う。

2 応急飼料の確保

市長は、被災農家が家畜飼料等を確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急 確保に努めるものとし、さらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子 の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、空知総合振興局長を通じ、道農政 部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- (1) 飼料 (再播用飼料作物種子を含む。)
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については種類、品種、数量)
 - ウ 購入予算額
 - エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 転飼希望期間
 - ウ 管理方法 (預託、付添等)
 - 工 転飼予算額
 - オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第25節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長(経済対策班)が行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとする。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

(2) 動員の要請

本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し経済対策班を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- 工 就労予定期間
- 才 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項
- (3) 奉仕等の要請先及び活動
 - ア 奉仕団等の要請先

「資料編 資料1-8 住民組織等協力要請先一覧表」による。

イ 奉仕団等の活動内容

奉仕団等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃
- (キ) 市の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

- (1) 労務者雇上げの範囲
 - ア 被災者の避難誘導のための労務者
 - イ 医療、助産のための移送労務者
 - ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
 - エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
 - オ 救援物資支給のための労務者
 - カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者
 - キ その他災害応急対策のために必要な労務員
- (2) 職業安定所長への要請

市において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして公共職業安定所長に求人の申込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 費用及び期間

- (1) 費用は、市が負担するものとし、賃金は、一般の水準により、その都度市長が定める。ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合は、これによるものとする。
- (2) 期間は、当該救助の実施期間内とする。

5 実施状況の記録

労務者を雇上げした場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-15 賃金作業員雇用台帳)

6 費用の限度

救助法施行細則の定めるところによる。

第26節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

市内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 緊急運航の要請

本市において、災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、 市長は「北海道消防防災へリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に対し防災へリコプタ ーの緊急運航を要請するものとする。

(1) 要請の要件

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次に該当する場合に要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 要請方法

市長(本部情報連絡室)から北海道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「資料編 資料 7-19 様式 1 防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請の場合は、深川地区消防組合が行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234 北海道総合行政情報ネットワーク TEL 64-6-210-39-897 FAX 64-6-210-39-899

(4) 報告

緊急運航を要請した場合、災害等が収束したときには、速やかに「資料編 資料 7 - 19 様式 2 北海道消防防災へリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、北海道総 務部長に対し報告する。

3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災へリコプターは、「北海道消防防災へリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災へリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、ヘリコプターの特性を十分に活用することができる場合に派遣される。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察、情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の運送

(2) 救急·救助活動

ア 傷病者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

ア 空中消火

地上における消火活動では、消火が困難である場合

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

4 受け入れ体制等の確保

市長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離 着陸場を確保する。

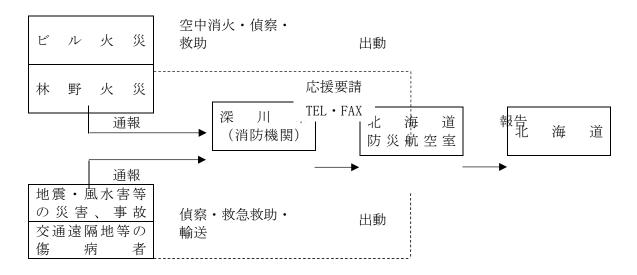
なお、市内のヘリコプター発着可能地点は、(資料編 資料 4-7 ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準)のとおりである。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

5 消防防災へリコプター運航連絡系統図

消防防災へリコプターの緊急運航要請については、下記のとおりとする。



6 ヘリコプター発着可能場所

(資料編 資料4-7 ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準)

第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、 その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 要請方法

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書を もって北海道知事(空知総合振興局長)に要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要す る場合は電話等で要請を依頼し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(資料編 資料7-18 様式1 自衛隊災害派遣の要請依頼について)

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 担当班及び要請依頼先
 - ア 災害派遣要請依頼は、本部情報連絡室が行う。
 - イ 派遣要請依頼先(連絡先)

空知総合振興局長(地域政策課主査(防災))TEL 0126-20-0033

(3) 緊急を要する場合の要請方法

市長は、人命の緊急救助に関し、北海道知事(空知総合振興局長)に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶により北海道知事(空知総合振興局長)と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接指定部隊に通報できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに北海道知事(空知総合振興局長)に連絡し、文書を提出する。

• 陸上自衛隊第2師団長(第3部防衛班) TEL0166-51-6111 内線2234(当直2600)

3 災害派遣部隊の受入れ態勢

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事(空知総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他、受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て、派遣部 隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事(空知総合振興局長)への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事(空知総合振興局 長)に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

(3) 経費

ア次の費用は、市において負担する。

- (ア) 資材費及び機器借上費
- (イ) 電話料及びその施設費
- (ウ) 電気料
- (工) 水道料
- (オ) 汲取料

イ その他の経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

- ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、 これを利用することができる。
- (4) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、市等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書をもって北海道知事(空知総合振興局長)に要請を依頼するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請を依頼し、その後文書を提出するものとする。

(資料編 資料7-18 様式2 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼について)

5 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条)
- (2) 他人の土地等への立入り (警察官職務執行法第6条第1項、自衛隊法第94条)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第76条の3第3項)

派遣要請先:空知総合振興局地域振興部地域政策課主査(防災)(TEL 0126-20-0033)

緊 急 時:陸上自衛隊第2特科連隊 (TEL 0166-51-6111)

第28節 広域応援·受援計画

大規模な地震災害等が発生した場合の北海道及び他市町村等との相互協力については、この計画定めるところによる。

1 広域応援要請

大規模な地震災害等が発生し、その被害の規模、態様等により市の防災体制のみでは、発生 災害の全てに対応できない場合は、北海道及び自衛隊に応援を要請するほか、他の相互応援協 定に基づき応援を要請する。(資料編 資料 5 - 1 深川市防災協定一覧 参照)

また、災害時に迅速に相互連絡が行えるよう、連絡体制の確立に努めるものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧) (資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧)

2 応援受入体制の確立

(1) 応援受入本部

応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を本部情報連絡室内に設置し、そこから必要な部署に引き継ぎ、外部からの問合せ先を明確にするものとする。

(2) 応援の受入場所

応援の受入場所にあっては、深川市総合運動公園内「市民球場及び陸上競技場」とする。 また、災害発生時の状況及び、冬期間の応援受入を考慮し、公共施設を優先に民間施設の利 用も検討するものとする。

3 応援要請を受けた場合の対応

平常時から、災害発生後の広域応援体制について検討を行い、応援要請に対し迅速かつ的確な対応が図れるよう努めるものとする。また、道北市長会を構成する9市による「災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書」及び「北空知1市4町災害時相互応援協定」に基づき、当該協定市町長から応援を求められた場合、又は協定市町と連絡ができない場合に自主的応援活動が必要と認める場合は、応援活動を実施するものとする。

- (1) 応援可能人員の把握
- (2) 防災関連資機材の在庫確認及び調達
- (3) 応援用車両の確保
- (4) 情報伝達方法の確認
- (5) 被災者受け入れ体制の検討

4 他の都道府県の市町村に対する応援要請等

市長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

第29節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、市長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

1 要請権者

市長又は市委員会若しくは委員(以下本節において「市長等」という。)なお、市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣の斡旋を求める理由
 - イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給料等の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に 規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

6章 災害応急対策計画

- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

【参考】昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額を次のとおり定める。

派遣を受けた都道府県又は市	公用の施設又はこれに準ずる	その他の施設(1日につき)
町村の区域に滞在する期間	施設(一日につき)	
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5, 140円

第30節 防災ボランティア活動との連携計画

災害発生後に、災害応急対策を実施するうえで、奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO (以下「ボランティア団体」という。)の支援活動を効果的に受け入れるための調整に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア活動の支援、調整

市長(救援班)は、災害発生時にボランティア団体と連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援、調整を図るものとする。

(1) 情報の共有化

災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を 図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報を積極的に受け入れる。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動が効果的に行えるよう、必要な機器、資材及び活動の拠点(市所有施設の会議室等)を提供する。

(3) ボランティア保険の加入

ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により保険加入手続きを行う。

2 ボランティア団体の受け入れ

ボランティア団体の受け入れや運営は、深川市社会福祉協議会に委ね、現地本部を設置する ものとし、市は、その活動のために必要な情報、活動場所等を提供する側面支援を行うものと する。また、主として次の活動について、ボランティア団体の協力を得るものとする。

- (1) 被災状況、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10)医療·救護活動
- (11)外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13)被災者の心のケア活動
- (14)被災母子のケア活動
- (15)被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

3 ボランティア活動の環境整備

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、 平常時から相互に連携し、関係機関・団体ネットワークを構築するとともに、ボランティア 活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努めるものとする。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と 社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボラ ンティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

救助法による救助の実施は、北海道知事が行うものとする。ただし、市長は北海道知事から 救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの 判断責任において実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、市の適用基準は次のとおりである。

被害区分	市単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世
市の人口	住家減失世帯数	住家減失世帯数	帯以上の住家が減失した場合
15,000人以上 30,000人未満	50	25	市内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

- 1 住家被害の判定基準
- ・滅失:全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

・半壊、半焼:2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

で表し、20%以上50%未満のもの。
・床上浸水:3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態 となったもの。

- 2 世帯の判定
 - (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
 - (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

適用

3 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。なお、北海道知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し委任する。

【救助の種類と実施期間】

救助の種類	救助・着工期間	実施者区分
避難所、福祉避難所の設置	7日以内	市
災害が発生するおそれのある段 階の避難所の供与	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	市
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	20日以内	対象者、対象箇所の選定~市 設置~北海道 (委任したときは 市)
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	速やかに提供	市(あらかじめ関係団体と協定締結)
炊き出しその他による食品の給 与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班〜北海道・日本赤十字社北 海道支部(委任したときは市)

6章 災害応急対策計画

助産	7日以内	医療班〜北海道・日本赤十字社北 海道支部(委任したときは市)
被災者の救出	3日(72時間)以内	市
住宅の応急修理(住家の被害の 拡大を防止するための緊急の修 理)	10日以内	市
住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 【大規模半壊・中規模半壊・半 壊】	3ヶ月以内(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内)	市
学用品の給与	教科書等 1月以内 文房具等 15日以内	市市
埋葬	10日以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市・日本赤十字社北海道支部
障害物の除去	10日以内	市

[※] 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て 実施期間を延長することができる。

4 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第7章 水害対策計画

水害に関する防災対策において、災害の特性から特に重要となる計画は、深川市地域防災計画の別編である「水害対策編」による。

第8章 地震災害対策計画

地震災害に関する防災対策において、災害の特性から特に重要となる計画は、深川市地域防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策のいっそうの充実強化を図るため、事故災害対策計画について定めるものとする。

第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところにとる。

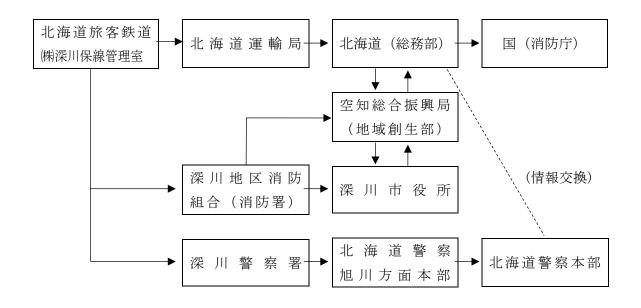
1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため 行う災害広報は、「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほ か、北海道旅客鉄道㈱により、被害者の家族等、旅客及び地域住民に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 鉄道被害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- (2) 鉄道等利用者及び地域住民等への広報
 - ア 鉄道災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ 施設等の復旧状況
 - カ 避難の必要性等地域に与える影響
 - キ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

消防組合管理者は、鉄道災害通報を受けた場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に 通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応 急対策を実施するものとする。

(3) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動は、北海道旅客鉄道㈱が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第6章 第3節 救助救出計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

6 医療救護活動

医療救護活動は、「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に 行う。

また、鉄軌道事業者は、災害発生直後における、利用者の避難誘導に努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力するものとする。

7 消防活動

消防組合消防本部は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の 発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また北海道旅客鉄道㈱についても、鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めによるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事(空知総合振興局長)へ自 衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

12 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところにとる。

1 災害予防

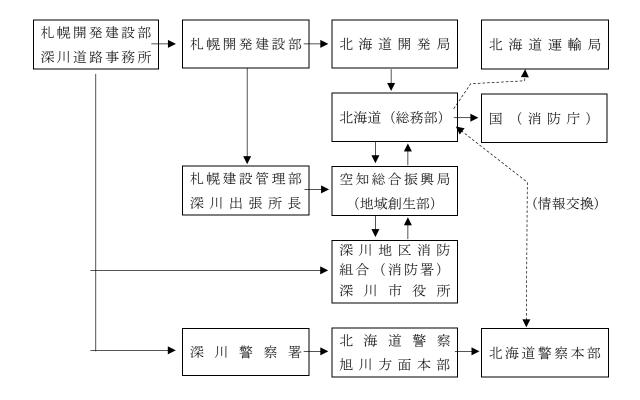
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

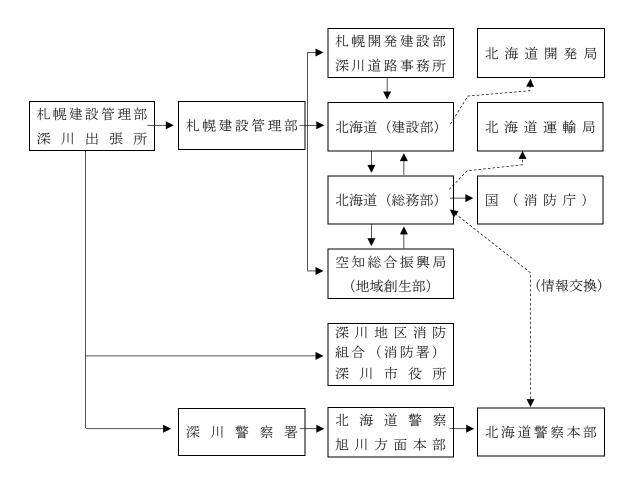
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

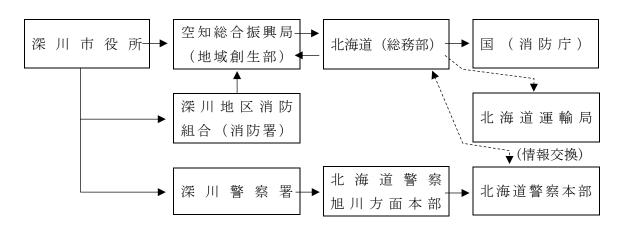
ア 国の管理する道路の場合



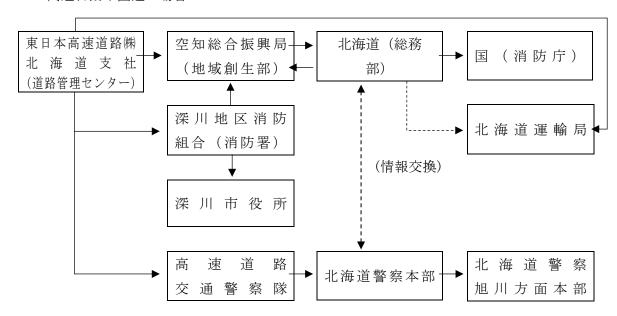
イ 北海道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため 行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほ か、被害者の家族等、道路利用者及び地域住民に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- (2) 道路利用者及び地域住民等への広報
 - ア 道路災害の状況
 - イ 被害者等の安否確認
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ 施設等の復旧状況
 - カ 避難の必要性等地域に与える影響
 - キ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、道路災害通報を受けた場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応 急対策を実施するものとする。

(3) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動は、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第6章 第2節 避難 対策計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

6 医療救護活動

医療救護活動は、「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に 行うもののほか、道路管理者も、発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による 救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防本部は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また、道路管理者は道路災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

- (1) 深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、事故の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な 交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めによるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事(空知振興局長)へ自衛隊 派遣の要請の依頼をするものとする。

12 広域計画

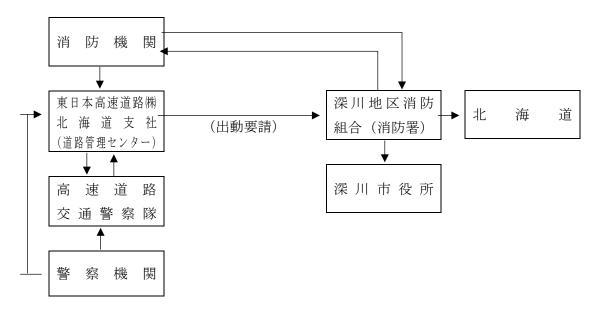
市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

13 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、転落等によって大規模な 消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次による ものとする。

(1) 事故発生通報

事故等の発生通報は、下記のとおり行うものとする。



- ※1 東日本高速道路㈱から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
- ※2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

- (ア) 消火活動、救急救助活動及び事故等の拡大防止等を迅速かつ円滑に実施すため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。
- (イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、深川地区消防組合、高速道路交通警察隊及び東日本 高速道路㈱北海道支社の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請す

ることができるものとする。

イ 事故等対策現地本部の業務

- (ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行う とともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。
- (4) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置し、「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流失、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところにとる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの [例]石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第2条に規定されているもの [例]火薬、爆薬、火工品 (工業雷管、電気雷管等) など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第2条に規定されているもの [例]液化石油ガス (LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物·劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの [例]毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)な ど

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射 線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)」等によりそれぞれ規定されているもの

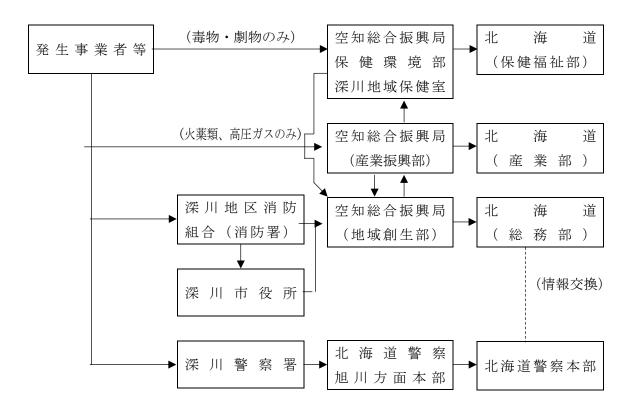
2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため 行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほ か、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被害者の家族及び地域住民等に対し実施するもの とする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

- ア 災害の状況
- イ 被害者等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

5 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

消防組合管理者は、危険物等災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに 空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、 応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その状況 に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分に把握し、災害拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

消防活動は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところによるもののほか、事業者と綿密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

また、事業者についても、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

市等各関係機関は、「第6章 第3節 救助救出計画」及び「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとす

る。

また、市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」に定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事(空知総合振興局長)へ自 衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

12 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、 早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、こ の計画の定めるところにとる。

1 災害予防

市及び消防組合消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

また、消防組合管理者は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(下記)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定に基づく火災警報を発令するものとする。

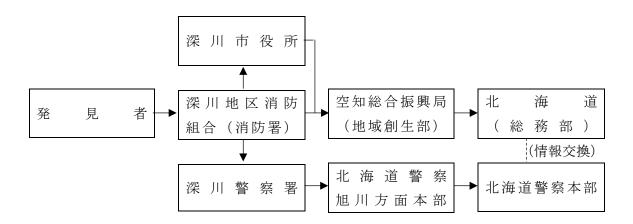
【火災警報発令条件】

- (1) 実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき
- (2) 実効湿度60%以下のときは、風速7m/s以上のとき
- (3) 実効湿度60%以下で最小湿度が30%以下の場合、若しくは、平均風速で12m/s以上が予想される場合(降雨又は降雪中は発令しないこともある)

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため 行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほ か、市等関係機関は、被害者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報
 - ア 災害の状況
 - イ 被害者等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ 避難の必要性等地域に与える影響
 - カ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その 状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5 消防活動

消防組合消防本部は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところによるもののほか、事業者と綿密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

また、事業者についても、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めると ころにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

市等各関係機関は、「第6章 第2節 避難対策計画」及び「第6章 第14節 医療救護計画」 の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとす る。

また、市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事(空知総合振興局長)へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

10 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初期初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を推進するため、「深川市林野火災予防対策協議会」を設け、実施機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

深川市・深川地区消防組合・上川中部森林管理署・空知森林管理署北空知支署・空知森づくりセンター・深川警察署・北空知森林組合

(2) 協力機関

きたそらち農業協同組合・教育委員会・観光協会・鳥獣保護員・森林保全巡視指導員・報道機関・森林愛護組合・王子緑化(株)鬼鹿出張所・三井物産林業(株)沼田山林事務所

2 予防対策

林野火災発生原因はほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

山菜採取、魚釣、ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。

- ア タバコ、たき火による失火については十分な思想の啓発をする。
- イ 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。
- ウ 危険時の入林禁止の周知を図る。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間(4~6月。以下「危険期間」)中の火入れは極力避けるようにするとと もに、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を指 導する。

- ア 森林法(昭和26年法律第249号)及び深川市民有地火入許可に関する規則(昭和39年深川市 規則第16号)の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を 遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 森林法で規制している火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象条件 に十分留意して行うよう指導する。

(3) 林内事業者対策

林内において森林事業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火 災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとす る。

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- イ 事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所を設置し、標識及び消火設備を 完備するものとする。
- ウ 事業箇所の火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、 関係機関と連絡の万全を図るものとする。
- エ 事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(4) 森林所有者対策

森林組合及び森林所有者は、自己の所有林野内における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策
- (5) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本市における山火事予防の中核体をなすものであることから、市及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請するとともに、その活動強化のため連携を図るものとする。

3 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素であることから、気象予警報を的確に把握し 予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

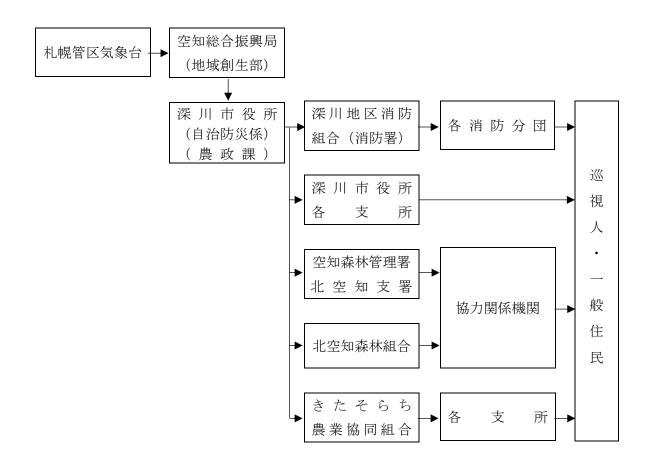
なお、火災気象通報基準は、「第4章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 火災警報

消防組合管理者は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災 発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条の規定に基づき火災警報を発令することと する。

(3) 伝達系統

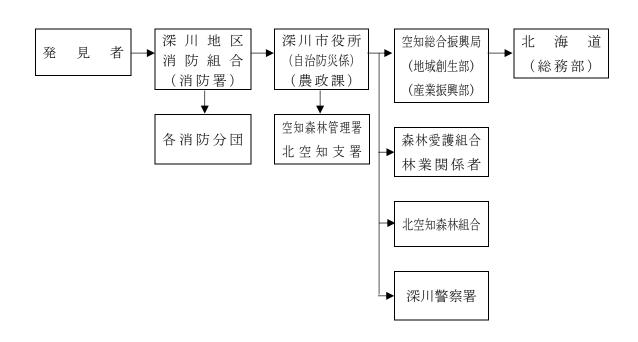
火災気象通報の連絡系統は、下記のとおりとする。



4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡 系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため 行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほ か、市等関係機関は、被害者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報
 - ア 災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ 施設等の復旧状況
 - カ その他必要な事項

6 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、広範囲に渡る林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、 直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を 整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲に渡る林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

7 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去し火災の拡大 防止に努めることにあるので、各関係機関は、平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り 消防対策の万全を図るものとする。

- (1) 消防活動は、消防職員、消防団員、森林の関係者が主体となって行い、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等については、「第6章 第26節 ヘリコプター等活用計画」の定めるところにより、北海道知事に対し、北海道消防防 災へリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事(空知総合振興局長)へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

11 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第6節 新型インフルエンザ等対策行動計画

ほとんどの人が免疫を獲得しておらず、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある 新感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合に、市民の生命及び健康を保 護し、また、市民生活及び経済に及ぼす被害を最小限にとどめることを目的として実施する各種の 予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であることから、感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保するとともに、感染拡大防止策等により社会に及ぼす影響が最小限となるよう「深川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策を行うものとする。

第10章 災害復旧計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律 (平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共十木施設災害復旧事業計画
 - ア河川
 - イ 砂防設備
 - ウ 林地荒廃防止施設
 - エ 地すべり防止施設
 - 才 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ 道路
 - キ 下水道
 - ク 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

2 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び北海道がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)による指定を 受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明の交付

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立するものとする。
- (2) 市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため 必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮 を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的 な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名	(サ) 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に
(イ) 生年月日	提供することに被災者本人が同意している場合

(ウ) 性別	には、その提供先
(エ) 住所 (オ) 住家の被害、その他市長が定める種 類の被害の状況	(シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、 その旨及びその日時
(カ) 援護の実施の状況	(ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続におけ
(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び 要配慮者に該当する事由	る特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項
(ク) 電話番号その他の連絡先	に規定する個人番号を利用する場合には、当該 被災者に係る個人番号
(ケ) 世帯の構成	(t) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要
(コ) 罹災証明の交付の状況	と認める事項

- ウ 市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災 者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利 用することができる。
- エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
 - ア 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当 たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - (ア) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の 同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、 被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
 - イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市 長に提出しなければならない。
 - (ア) 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その 使用目的
 - (オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
 - ウ 市長は、上記の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節第2の(2)のス)を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した市民の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 国民金融公庫資金
- (4) 災害援護資金貸付金
- (5) 災害弔慰金
- (6) 災害障害見舞金
- (7) 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)
- (8) 災害復興住宅資金
- (9) 農林漁業セーフティネット資金
- (10)天災融資法による融資
- (11) 造林資金
- (12)樹苗養成施設資金
- (13) 林道資金
- (14)主務大臣指定施設資金
- (15)共同利用施設資金
- (16) 備荒資金直接融資資金
- (17)中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」
- (18) 勤労者福祉資金
- (19)「被災者生活再建支援法」に基づく支援
- (20)深川市勤労者生活資金融資

市内の中小企業に働く未組織労働者で、市内同一職場に1年以上継続勤務(季節労働者は、 失業期間を挟んで前後12カ月以上継続勤務)していて他の生活資金金融の途のない者に対して 融資を行う。

4 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

5 義援金配分計画

(1) 義援金の募集と周知

市長(広報・調整班)は、義援金について、国及び県並びに市ホームページ、報道機関等を 通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

ア 受入れ窓口

イ 振込金融機関(金融機関名、口座番号、口座名等)

(2) 義援金の受入れ・配分

ア 受入れ

管理班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受入れ窓口を開設する。また、義援金の受入れにあたっては、寄託者へ受領書を発行し、保管する。

イ 配分

広報・調整班は、集まった義援金の配分方法について、必要に応じて、日本赤十字社北海 道支部、深川市社会福祉協議会等と協議し決定する。

広報・調整班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。